

平成 24 年度 第 2 回税制調査会議事録

日 時：平成 24 年 10 月 23 日（火）14 時 00 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○大久保財務副大臣

それでは、よろしいでしょうか。時間が参りましたので、ただいまから「税制調査会」を開催したいと思います。

本日は、前回に引き続き各府省からの要望ヒアリングを行います。会議の時間もありますので、各府省からの要望内容の御説明は時間厳守でお願いしたいと思います。

ここでカメラの退場をお願いします。

（カメラ退室）

○大久保財務副大臣

それでは、櫻井副大臣から発言を求められましたので、よろしくをお願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

前回の進行について、何点か申し上げておきたいことがあります。

進行役というのは、私は中立の立場でやるべきだと思っておりまして、前回の進行のやり方は中立ではない。進行役の方が我々に対してこういう資料を出せとか何をしろと言うこと自体は非常に不適切だと思っておりまして、まず、その進行のあり方そのものについて、きちんとやっていただきたいということを要望しておきたい、そう思います。

もう一つは、例えばこの間、絞り込みのお話等がありましたが、これはあくまで今後どういう形で議論をしていくのかということを決めていくものであって、私は例年どおりどういうふうに行っているのかは分かりませんが、もし例年通り行っているのであれば、例年通りでいいのかどうかということを経験としてきちんと示していただいた上で議論をしていかないと、果たしてきちんとした、適切な議論になるのかどうか、その点についても若干の疑義を抱いております。

そして、この間、司会のほうから、なるべく早く終わらせたいのだから早くやめろというかのように私は名指しで言われましたが、これはいいです。冗談で受けとめておきますが、ただ一方で、例えばこの間も、こういう式次第の中に無いようなことについてお話がございましたが、これとて決して、私は進行上、こちら側が協力しているにも関わらず、それ以外のことを発言されるというのは、今日も時間の限りがありますがという話をいただきました。それに協力するために、こちらとしても、この間はちゃんと 14 分で話もしております。

ですから、こちら側はちゃんと時間を守ってやっているのですから、議題の整理もちゃんとした上で、そうでないと、この場面で出席するか、しないかとかということも全部、何が第一優先かということも考えなければいけませんから、この点について

きちんと整理をして、これから議事の進行をお願いしたいと思います。

○大久保財務副大臣

こちらに関しまして、まず事務的なことだけ御説明しますが、どうして財務省が、私が司会をしているかに関しましては「税制調査会の設置について」ということで、平成 21 年 9 月 29 日閣議決定があります。そちらの第 3 項には「調査会は、会長が主宰し、会長の命を受けて、会長が指名する財務副大臣又は総務副大臣が議事を整理する」ということで司会をさせてもらっております。

一方で、査定側としてコメントを挟むということに関しておかしいではないかという指摘に関しましては、今日は網屋財務大臣政務官に来てもらっておりまして、私はいわゆる中立的な司会に徹し、そして、査定に関しては網屋政務官のほうで査定側としてのコメントがあったら言うてもらって、こういう形でよろしいでしょうか。

この決定に関して、御意見もしくは質問等がありましたら、挙手をお願いします。
峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

第 1 回目から、しかも最初の財務副大臣の立場にいましたので、今の櫻井厚生労働副大臣の御指摘について。司会役というのは先ほど申し上げたとおりで、前回はちょうど、たまたま網屋政務官がおられなかったもので、司会と査定の両方を、財務省の立場で恐らくやったと思うので、先ほどのような整理をしました。

もう一点の絞り込みの問題は、実は、前回配られた委員名簿に、丸印がついていましたね。その企画委員会メンバーのところ、総務と財務を中心にしながら、どういうふうにもどう絞り込むかという議論を、実はそこで任せてもらってきたという経過が、私の場合もありましたし、そういう形で全体を総務・財務のほうで整理をしてもらうということでこれまで進めてきたということですので、私はそういうことで進むのいいのではないかなと見ておりますが、そここのところもちろん、最終的にはこの場で整理をしていただければいいと思います。

○大久保財務副大臣

櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

すみません、これは事務方からそういう説明を受けておりませんでしたので、これは改めて持ち帰らせていただけないでしょうか。つまり、そこで絞り込むこと自体がいいことというか、こちら側として納得できることなのかどうかについては、改めて持ち帰らせていただきたい。

そこは、やはり例年そうであったとしても、この場面で、こういうメンバーで、こういう形でやりますということについては、まず冒頭、きちんと説明をしていただかないと、それは議論にならないと思います。我々からすれば、知らないうちにそういうメンバーでやる、これは例年ですからと言われても、その例年のやり方が良かった

のかどうかということも含めてきちんとこの場で議論するというのは、私は筋だと思っています。

○大久保財務副大臣

こちらに関しまして、持ち帰りまして、次回、どういう形でやっていくかも含めて、考え方を整理したいと思います。

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

実は、これは最初の中から、例えば意見が一致しなかった場合どうするのだというときに、この税調全体の中で整理したのですけれども、それは意見がある省庁から、どうしてもそれはこの場では納得できないという場合は企画委員会のところに来ていただいて、そして、その中の議論をした上で整理をしていきたいと思いますということに前回はなっていますので、絞り込みの関係についても、多分そういったところで、どうしてもこれは意見があるというときには、そういう形に最終的になるのではないかなというのが、今までの経過的にはそんな整理をしてきたと私は思っています。

○櫻井厚生労働副大臣

すみません、こちら側として、ちゃんと事務方から聞いていない、手続を知らなかったという点は私に問題があるかとは思いますが、こちら側としても、もう一度、改めて、その進め方について、それでいいのかどうか、これを検討させていただきたいということです。

○大久保財務副大臣

それでは、次に行ってもよろしいですか。

○櫻井厚生労働副大臣

どうぞ。

○大久保財務副大臣

それでは、各府省からの要望ヒアリングを続けたいと思います。

前川内閣府副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

この後、説明をさせていただきますが、その前に前回の補足をさせていただけたらと思います。短い時間で終わります。

前回、環境省から最終処分場の減価償却に関する要望がありました。それに対して私が、相当数が中間処理されていて、埋め立て処分しているのはごくわずかなのだというお話をしましたが、その数字を持ち合わせておりませんでした。

確認させていただきますと、平成 20 年度の総排出量が 4 億 370 トン、最終処分は 1,670 トン。従って、最終処分されているのはわずか 4.1%で、その他は全て中間処理されているということを補足させていただきます。

以上です。

○大久保財務副大臣

それでは、お手元にお配りしております「各府省等ヒアリング予定表」、こちらに従ってヒアリングを進めたいと思います。

まずは金融庁、その後、外務省、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、復興庁、この順番で行いたいと思います。

それでは、金融庁からよろしく申し上げます。

○前川内閣府副大臣

前川清成でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

平成 25 年度の税制改正要望について、お手元の資料に沿って御説明を申し上げます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1 ページを御覧ください。

今回の税制改正要望では、日本再生戦略等を踏まえ、お手元に記載のとおり「国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し」及び「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援」を2つの大きな柱と考えております。

また、これら以外でも、日本再生戦略等に盛り込まれた事項、その他について、併せて要望を行っております。

2 ページを御覧ください。まず、金融証券税制の抜本的見直しに関する2つの項目について、御説明を申し上げます。

1 点目として、株式等の少額投資の非課税措置である、いわゆる日本版 ISA の恒久化等について御説明をいたします。

御承知のとおり、およそ 1,500 兆円にも上る我が国の家計金融資産については、国民の自助努力に基づく資産形成を支援・促進するとともに、家計からの成長マネーの供給拡大を図ることが最優先度の高い政策課題となっております。そのために、平成 22 年に関係法令が整備され、平成 26 年 1 月に施行予定の日本版 ISA が十分活用されることが重要となってまいります。

日本版 ISA とは、毎年 100 万円までの少額の株式投資等について、その譲渡益や配当を非課税とするという制度でございまして、この日本版 ISA の現行スキームにつきましては資料の 3 ページにまとめさせていただいておりますが、現在、導入が予定されております制度では、例えば平成 26 年から平成 28 年までの 3 年間に行われる投資だけを対象とし、非課税投資総額が 300 万円とされている点など、国民の資産形成支援や成長マネーの供給といった観点からは必ずしも十分とは言えない部分がございます。

また、現実的な問題としましても、短期間で廃止されてしまう制度であれば、証券会社等がこれに対応すべく巨額のシステム開発投資を行うことは非常に割の合わないものとなります。その結果、せっかく日本版 ISA が導入されたとしても、その取扱いを見送る金融機関が続出し、広く国民に活用されないこととなる懸念が生じます。

従いまして、国内外の資産への長期・分散投資により効果的に資産形成を行う機会を幅広い家計に対して提供すること、また、家計からの成長マネーの供給拡大を通じて、我が国経済の成長力を強化することという観点から、この日本版 ISA について、恒久化をはじめとする制度の拡充と利用手続の簡素化を要望いたします。

9 ページを御覧いただきますと、近年、将来への備えができていない、金融資産ゼロの世帯が大きく増加しております。20 代、30 代の若者が自助努力による資産形成を通じて老後の備えなどを進めていくことが支援できれば、結果的にも将来的な公的負担を軽減することにもつながるのではないかと考えております。

なお、本要望につきましては、本年 7 月の日本再生戦略においても日本版 ISA について所要の検討を行う旨が記載され、閣議決定されております。お手元の資料の 5 ページに抜粋を添付しております。是非とも実現に向けてのお力添えをお願いを申し上げます。

次に、12 ページを御覧ください。金融証券税制の抜本の見直しの 2 点目として、金融所得課税の一体化について、御説明を申し上げます。

金融所得課税の一体化を図るために必要となる改正として、具体的には金融商品に係る損益通算の範囲を拡大すること及び公社債等に対する課税方式を変更し、株式等と同じものとするのを要望しております。本来、個人の金融所得への課税は、個人投資家がそれぞれのニーズに応じて投資先を選択するに当たり、税制の違いが判断をゆがめることの無いよう、中立であることが望ましいと考えられており、例えばドイツでは、全ての金融商品の税制が完全に統一されております。

他方、我が国の制度では、例えば株式と国債の双方に投資する個人投資家は、仮に株式の売買で損失が発生したとしても、これを国債の利子収入と相殺することができません。従って、投資全体としては純損失となっているようなケースですら国債の利子収入には課税されることとなります。

そこで、先に申し上げた損益通算範囲の拡大等を実現していただくことで、個人投資家が株式・株式投信、公社債・公社債投信などを自由に組み合わせ、分散投資によって投資リスクの軽減を図ろうとする場合の不都合を解消することが強く望まれるところです。

更に、商品先物をはじめとするデリバティブ取引についても、株式等の金融商品と損益通算ができるようになれば、先般、金融商品取引法の改正で盛り込まれた総合的な取引所の実現に向けて大きな推進力になるものと考えられます。

この金融所得課税の一体化につきましては、お手元の資料の 12 ページ下段に抜粋を添付いたしておりますけれども、昨年の税制改正大綱にも「平成 25 年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します」と記載されており、是非とも実現に向けて御理解を賜りますよう、お願いをいたします。

次に、16 ページを御覧ください。2 本目の大きな柱である「中小企業金融円滑化法

の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援」について、御説明を申し上げます。

まず1点目として、企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充について、御説明を申し上げます。

企業再生を巡っては、平成17年4月以降、企業再生税制と呼ばれる、次のような支援税制が設けられています。この点、私も平成16年まで弁護士として民事再生等に携わってまいりまして、本当に悩みの種でしたけれども、平成17年4月以降は、再生を図ろうとする企業が金融機関等から債権放棄を受けた場合、再生企業は放棄を受けた事業年度に放棄してもらった金額に相当する債務免除益を計上しなければなりません。しかし、実際に収入があった場合とは異なり、再生計画の下でぎりぎりの再建を図ろうとしている企業に対して、債務免除益に伴う法人税の負担を求めることは決して合理的ではありません。

そこで、平成17年4月以降、2つ以上の金融機関による債権放棄が行われていることといった厳格な要件の下、こうした課税が再生を妨げることをないように、課税されないという措置が採られたところであります。

ところが、企業再生の現場では、企業再生ファンドが金融機関から貸し出し債権を買い取った上で所要の債権放棄を行う手法が多く見られるようになりました。最近では各地域ごとに中小企業再生ファンドが設立され、こうした手法を活用する動きも広がりがつつあります。

こうした手法は、企業再生税制が措置された平成17年当時一般的に活用されることが想定されなかったものであります。融資を本業とする金融機関は、そもそも再生に伴う出資になじみが薄い上、再生の専門的知見も少ないことから、専門的な再生ノウハウを有する企業再生ファンドを活用する必要があるものと考えられます。

しかしながら、今、申し上げたとおり、この企業再生税制においては金融機関が債権放棄を行う場合に限って認められており、企業再生ファンドが債権放棄を行う場合には適用されません。このため、再生企業は債務免除益に伴う法人税が課税されてしまい、再生計画が頓挫してしまうことがあります。全国各地の中小企業再生ファンドの手法が十分活用され、再生の円滑化が図られるよう、企業再生税制の適用要件の拡大を強く要望いたします。

次に、18ページを御覧ください。合理的な再生計画に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置について、御説明を申し上げます。

再生企業の保証人となっている経営者が、自分の保証債務の履行として金融機関に私財を引き渡す場合には、当該私財の時価が取得価格を上回っていても、その譲渡益には課税されません。

ところが、同じ経営者が自ら経営する企業を再建するため、再生企業に私財を引き渡す場合には、経営者自身に何ら利益が生じていないにも関わらず譲渡益が発生したものとみなされ、これに対する所得税が課税されてしまいます。再生の現場では、こ

れがネックとなって再生計画が立てられないこともあり、経営者の企業再生の努力を阻害する結果となっています。

中小企業の再生を強力に支援していく観点から、金融機関に弁済を行う場合と同様に、このようなケースにあっても経営者の譲渡益を非課税とすることを強く要望いたします。この点も先週 17 日、野田総理から、経済対策の策定に当たっての重点事項として、金融円滑化法の期限到来後を見据えた中小企業再生支援の強化について検討するよう、御指示がございました。

金融機関に対して貸し付け条件の変更等の努力義務を課している中小企業金融円滑化法は、来年の 3 月末に期限を迎えます。金融機関が個々の借り手の状況をきめ細かに把握し、他の金融機関と連携を図りながら貸し付け条件の変更や円滑な資金供給等に努めるべきことは、金融円滑化法の期限到来後においても何ら変わるものではありません。

しかしながら、借り手である中小企業が抱える経営課題は様々であり、金融上の対応だけで全てが解決するものではありません。企業再生を含め、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策が実行されることが必要不可欠と考えられます。是非とも、本要望の実現に向けて御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上が、金融庁の税制改正要望の大きな二本柱でございます。

本日は、特に重要な点に絞って説明を行うようにと御指示がございましたので、具体的な説明は省略させていただきますが、お手元の資料の 19 ページ以降には、日本再生戦略等に盛り込まれたその他の項目をはじめ、合計 23 項目を記載させていただいております。これらにつきましても、併せて御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

金融庁からの説明は以上です。ありがとうございました。

○大久保財務副大臣

前川副大臣、メリハリの効いた説明、ありがとうございました。

それでは、金融庁の要望について、御質問・御意見がありましたら、どなたからでも結構です。よろしくお願いたします。

櫻井副大臣、お願いたします。

○櫻井厚生労働副大臣

「個人投資家に係る金融商品間の損益通算範囲の国際比較」を見せていただくと、今、前川副大臣からお話があったとおりであって、ここを広げていくということは、これは国際標準に近づいていくのかと思います。

ただ一方で、次のページに税率があるのですけれども、今回、こういう通算範囲を広げるということは明らかに税制上有利になっていくわけであって、金持ち優遇だという指摘もされるかもしれませんが、もう一つは、税率は日本の場合に相当低くなってきていて、こういったことで手当てされてきているのではないのかと思われませんが、

この辺の税率についての国際比較はいかがお考えでしょうか。

○前川内閣府副大臣

税率の国際比較について、ごめんなさい、手元に検討の結果がございませんので、もしあれでしたら改めて御説明申し上げますが、ただ、今回の税制改正要望を通して、トータルとしては差引きで 280 億円程度の増収となりますので、決して資産家に対してだけの優遇措置ではないかと思えます。

現在、非課税の公社債に対するキャピタルゲインを課税することで 500 億円程度の増収となります。それで、日本版 ISA の恒久化で 180 億円程度の減税となりますけれども、冒頭申し上げたとおり、全体で 280 億円程度の増収となります。

○大久保財務副大臣

よろしいでしょうか。

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

実は、この日本版 ISA が議論される時の税制調査会で、金融担当副大臣、当時は大塚耕平さんだったと思えますけれども、これを議論した時に、本則である 10%の税率を 20%に戻そうということで我々は、税調としては議論したわけです。その時に、それを戻すのであれば、この日本版 ISA を入れてもらえないだろうか。

これは、自民党政権末期の麻生政権の時のかなりの目玉だったわけですが、これは恒久化という意見が出てきているのですが、もともと金融商品というものを考えたときに、それでは、これは 3 年間だけ 1 回、トライアルでやってみましょう、それで、どの程度増えてくるのかということ調べてみようではないかということでは入れていますので、いきなりこれを恒久化というのは、その時の趣旨に反するのではないかなと私は思います。

もう一つは、今、櫻井副大臣から出た、いわゆる金融商品の税率の問題なのです。実はキャピタルゲインが一番典型的に優遇されていると實際上よく言われているのですが、所得税の実効税率については、いわゆる 1 億円前後の所得の方の、28.5% 辺りが最高なのです。そこから先はずっと下がっていくのです。

ということは、10%を 20%に上げて、実は実効税率の最高の 28.5% 辺りのところから 20%に下がっていくだけであって、それが現在の 10% 辺りから 20% 辺りに上がるぐらいなので、私はむしろ、25% ぐらいに上げて構わないのではないかと個人的には思っているのです。ドイツなどは結構高いですから、そうすると、低所得の人はどうするのだといったら、還付とかいろいろな形になると思うのですが、そこはひとつ、今後、金融庁が金融商品の一体課税をする場合には、一体、最高税率はどのぐらいがいいのかなということは少し議論をされたほうがいいのかと思います。

それから、項目にないので、世界的に EU で金融取引税という税が、あれは確か、イギリスは賛成しませんでした、オランダもしなかったのかな。いずれにせよ EU の国々

で、11カ国でこれを導入するというふうに金融取引税が入りましたので、これは後の外務省の国際連帯税との絡みがあるのかもしれませんが、一度、金融庁も検討項目に入れていく必要があるのではないかなということだけ、御意見だけ申し上げておきます。

○大久保財務副大臣

前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

今、峰崎参与から御指摘のあった、まず第1点の3年限りの措置ということは、平成23年度の税制改正大綱の中で、平成26年1月に配当譲渡益所得に係る税率を10%から20%の本則に戻す。その激変緩和措置として、平成26年1月からこの日本版ISAを導入するということが税制改正の中で盛り込まれております。もともと、これについては御承知のとおり、条件がございまして、経済金融情勢が急変しない場合に限りという条件がございまして。

ただ、その後の事情と申しましょうか、検討と申しましょうか、冒頭申し上げましたが、1,500兆円ある個人金融資産をどのように活用していくのかという点で様々な議論が行われまして、今年7月に閣議決定されました日本再生戦略の中でも「日本版ISAについて所要の検討を行い、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る」、こういう一節がございまして、今回、その恒久化というのをお願いをさせていただいたところでございます。

それと、金融取引税に関しましては、峰崎参与が御指摘のとおりでございまして、EUの一部の国、合計11カ国で共通制度として導入に向けた検討が始まった、こういうふうには聞いております。これも、峰崎参与からの御指摘でございまして、これから金融庁の中でも真摯に検討させていただきます。

ただ、金融取引税は、例えば売買で損をした人に対しても等しく課税されてしまう。この点で公平なのかどうか。また、世界の主要国が足並みをそろえていない、この段階で実施すると、金融取引が他の外国へ流出してしまう危険があるのではないか。この点も踏まえて検討をさせていただきたいと思っております。

税率についても検討させていただきます。

○大久保財務副大臣

近藤副大臣、お願いします。

○近藤経済産業副大臣

ありがとうございます。

金融所得課税の一体化についてでありますけれども、ここは政治家の議論の場なのであえて申し上げますと、今回、総合取引所の法案を我々政府与党は通したわけでありまして。これは経済産業省としては、商品取引所を所管していたわけでありましてけれども、一本で金融庁の下で管理をし、日本の市場、マーケットを育てていこうという大

きな改革、これは自民党政権下ではできなかった大きな改革に踏み出したわけであり
ます。これに魂を込めるためには、やはり所得課税の一体化は不可避でありまして、
金融庁の提案を非常に大事なポイントではないかとあえて申し上げたいなと思ってお
ります。

これは何のためにやっているかという、我々の政権はデフレからの脱却というこ
とでありますから、デフレから脱却するためには、資産デフレから脱却しなければい
けない。そうすると、この資産デフレから脱却するためには、土地と金融商品を適切
に上振れしていくということが非常に大事な政策課題でもあります。そのための器を
今回ようやく作ったという中での税制改正でありますから、是非そうした器だけ作っ
て魂込めずとならないように、税の意味での実体的な施策が非常に大事だという、こ
れは意見表明でございます。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

他にございますか。

網屋大臣政務官、お願いします。

○網屋財務大臣政務官

前川副大臣のお話は本当にもっともで、今マーケットも非常に厳しい中でどうやっ
て活性化をするかという非常に大事なことだと思っております。さっき櫻井副大臣か
ら、金持ち優遇みたいな話もありましたが、現実的には、今は日本の株式の中では約
8割が実は1,000万円未満の方が売買をやっているの、かなり実は大衆化されてい
るということがあります。もちろん、たくさん持っている人もいます。

特にさっきのISAの問題は、峰崎先生がさっき、これが始まった時の議論がありま
して、実はその前の議論は、イギリスで一番最初に始まった時の議論は、多くの方
に長く持ってほしいと。要するに機関投資家とか金持ちだけではなくて、多くの方
に長く持ってほしいということをつくった制度で、そういう意味では3年間でやめてしま
うと、3年後にみんな売れということかという議論もあったりするわけでございます。

ですから、前川副大臣の御意見は本当に今のマーケット状況からすると傾聴するべ
きだと思っております。ただ、そう言うものの、政策税制措置はこれまでは期限をし
て、定期的な見直しがやってくるという原則がありまして、ここの整合性をどう作
っていくかということは、今後議論をする中で落としどころを探していくようなこと
をやっていかなければいけないのではないかと。恒久化がいいに決まっているのですけ
れども、それだけですぐに答えが出るのかなと、そこは今後の議論に委ねたいと思っ
ているところでございます。

○大久保財務副大臣

前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

今、網屋政務官のおっしゃったことはその通りでございます。恒久化の必要性については、るる申し上げましたので繰り返しません。ただ、23年度税制改正において導入されました特定寄附信託制度も恒久措置になっておりますので、例外が無いわけではないということは、どうぞ御理解を賜われればと思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

そろそろ次に行ってもよろしいでしょうか。意見が無いようでしたら、外務省からのヒアリングを行いたいと思います。

榛葉副大臣、説明の席を御用意しておりますので、そちらへ移動してください。よろしくをお願いします。

○榛葉外務副大臣

外務副大臣の榛葉でございます。

外務省からは政権交代の平成22年度以来、3度目の要望でございますが、国際連帯税の新設をお願いしたいと思います。これは世界の開発事情に対応するための新たな税制を我が国に導入するものでございます。

背景でございますが、伝統的なODAのみでは日本が主導してきたミレニアム開発目標、いわゆるMDGsの達成をはじめとする国際的な開発課題に対応することが難しくなっている、資金が不足しているという状況がございます。こうした開発資金ギャップを補うべく、追加的・持続的かつ予測可能な資金を調達する革新的資金調達への関心が高まっており、国際連帯税はその一環ということでございます。

また、本年8月10日に成立しました、いわゆる税制抜本改革法の第7条第7項において、国際連帯税について、国際的な取組みの進展状況を踏まえつつ、検討することと規定をされているところでございます。更に言うまでもなく、昨年3月の東日本大震災に際しましては、世界の多くの国々から我々がODAを拠出している国々からも温かい支援が差し伸べられましたが、この背景には今日まで国際協力の積み重ね、ODAをはじめとした我が国の努力が信頼への原点になったということでございます。国際社会からの支援に応えるためにも、我が国といたしまして、MDGsのさらなる進展への支援も含めまして、国際貢献として引き続き、こういった恩返しをしていくことが必要だと思っております。

国際連帯税は開発のための新たな財源とする観点から導入を目指すものではありませんが、新たな税制の設置には具体的な制度、用途等に関する検討や国民の理解が必要であることは言うまでもございません。導入までには息の長い長期的な取組みが必要と認識をしております。外務省といたしましても、どのような国際連帯税を導入しているかということについて、法律も踏まえまして、今後この税調をはじめとして政府部内において、更に議論をしていただければと考えております。

外務省からは以上です。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

外務省からの要望について、御質問、御意見がありましたら挙手をお願いします。
峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

ずっと言い続けてきた一人として毎年思うのですけれども、去年よりはやや詳しくなっているように思うのですが、これは最初に東京大学の金子宏先生が提起された問題です。課税権は国家が持っていますので、そうすると国と国との間の航空路とか情報だとか、あるいは物流もそうなのだろうと思いますが、そういうものに対してきちんと税を取って、本来であれば国連のような国際機関のようなものが、それをやったほうがいいのではないかということがあって、フランスが最初にやり始めて、これは進んでいます。もうそろそろ、お願いします、ではなくて、外務省としても ODA がどんどん減っていくプロセスの中で国際的な公約が達成できない中では、課税対象と課税の方法についての具体的な何らかのアクションというか、そういうものを起こしたらどうかと前々から思っているのです。外務省はそういうことをするところではない省庁だと思うかもしれませんが、私はそろそろ榛葉副大臣にリーダーシップを発揮していただいて、そういったところを外務省の中でも真剣に検討されたらどうか。議連はかなり活発に動いていますので、是非そこはお願いしたいと思います。

○大久保財務副大臣

榛葉副大臣、お願いします。

○榛葉外務副大臣

実は櫻井先生からも先ほど、なぜ航空券から連帯税があるのだというようなささやきがあったのですが、これは実は一例として航空税が提示されましたが、先にフランス、韓国、チリ、モーリシャスという国々がもう既に実行していたということで一例として提示をしておりますし、その他、金融取引税等々も議論があるところでございます。

今、峰崎参与がおっしゃったように、我が国が 2010 年後半にいわゆるリーディンググループの議長国を務めたという実績もございますので、より議論は活発にさせていかなければならないと思いますが、他方で G 8 の中でもアメリカやカナダやロシアはここに入っていないということもございますのでなかなか難しい点はあるのですけれども、外務省としても今のお言葉を激励と受け止めまして、努力をしていきたいと思っております。

○大久保財務副大臣

伴野副大臣、お願いします。

○伴野国土交通副大臣

私も前々外務副大臣をしておりましたので発言は複雑なのですが、このミレニアム

開発目標を達成するために開発資金を確保したいという気持ちは本当によく分かりますし、この目標を達成するためということであれば、これは受益者負担という考え方がいかどうかはまた御議論をいただくところですが、これは地球人全員に関わるお話だと思うのです。これを単に航空券あるいは航空業界に期待するということに関しては、いかななものか。国土交通省の立場からはこの点については、航空だけに依存するというやり方については強く反対をしたいと思っております。

○大久保財務副大臣

榛葉副大臣、お願いします。

○榛葉外務副大臣

このことはよく分かっている前々外務副大臣の現国土交通副大臣の伴野先輩からお話でしたが、実際に強い反発が過去にもあったというのは私も重々承知しております。だからこそ 2012 年度の大綱には例示をしなかったわけです。

我々は他方で日本という資源の無い、そして各国と協調しながら生きていく国において、この開発であるとか MDGs の関わり方は単なる慈善事業ではなくて、我が国の国益にかなうものである。その中で一律でこの ODA 予算、MDGs の目標が達成できないかもしれない分野も含めて、予算がどんどん切られていくという中で、どういうことをやっていくかという非常に苦しい中において、我々も必至になって議論して知恵を出している。これだけは御理解いただきたいと思えます。

○大久保財務副大臣

他にございませんか。網屋大臣政務官、お願いします。

○網屋財務大臣政務官

これは非常に長い議論なので、そうは言っても日本だけという問題でもないと思いますので、一度また各国の直近の状況を是非まとめていただいて、この調査会に御報告をいただくような形で、後日議論ということにさせていただければと思います。

○榛葉外務副大臣

了解です。

○大久保財務副大臣

中野会長代行、お願いします。

○中野民主党税制調査会長代行

財務大臣政務官はさらりと受け流さないで真剣に、これは外務省がここまで踏み込んできたということは大変なことで、一昨年、去年と本気でやる気があるのかなと思うくらいで、注意を喚起したことがあるくらいですが、今年はこれを一本に絞ってやってきたのは大した進歩だと思います。

私も党の税調という立場ではないけれども、議連で総理にも直訴をしたことがあるものですから、いろいろな国際会議でも注意をして、この問題については関心を持って臨みたいと総理も言っておられましたが、是非この面については積極的に御考慮い

ただきたいと思います。

○榛葉外務副大臣

ありがとうございます。

○大久保財務副大臣

よろしいでしょうか。それでは、続きまして、総務省からのヒアリングを行います。
藤末副大臣、お願いします。

○藤末総務副大臣

総務省の税制改正要望について、御説明を申し上げたいと思います。

1 ページ、ここにございますのは、総務省からの税制要望の項目で7つございます。
今日は時間も限られていますので、重点要望項目、総務部門会議から提示いただいたものだけについて御説明をしたいと思います。

2 ページ、こちらはデータセンター地域分散化促進税制でございます。こちらは皆様の御承知の通り、情報通信の喫緊の課題としましては、東日本大震災の教訓、そして、首都直下型地震等に備えた情報通信基盤の対災害性の確保と信頼性の強化。もう一つございますのは、今、問題になっています国内の情報通信産業の空洞化がございます。それらに対応するために今回の要望としましては、現在、東京圏に集中していますデータセンターを地域分散する。その際の法人税の特別償却等の優遇措置をお願いすることでございます。

総務省といたしましては、これまでもネットワークの信頼性確保の推進などを取り組んでいるところでございますが、これに税制の優遇措置を加え、企業にインセンティブを与えまして、地域分散化を促進したいということを考えております。

続きまして、郵政関係でございます。4 ページ、5 ページ、6 ページ、7 ページとございますが、郵政関係の税制要望に対しましては、従来からお願いしています金融2社、貯金と保険の金融2社の消費税の非課税措置の創設をお願いしております。それに加えて3件の要望を出しております。

まず、皆様にお伝えしたいのは、今回の要望に至る背景でございます。皆様は御存じの通り、この4月27日に郵政民営化法の改正ができました。この中におきまして、郵便局ネットワークを維持し、過疎地も含めて郵便と貯金と保険という、この3事業を一体的にサービスしていく体制を図ろうということが決まっておりますし、郵便株式会社の公益性、地域性を十分に発揮しましょうということが法律の中に書き込まれております。

加えまして、金融サービス。保険と貯金のユニバーサルサービスをやっていくということが義務付けられておりますので、これまで以上に日本郵便株式会社に負担を強いるという形になります。また、同時に今回の法改正におきまして、これは10月1日から実施されておりますが、郵便局の会社、郵便局株式会社と、郵便の事業を行う郵便事業株式会社が統合されている。今まで5社あったものが4社に統合されております。

す。このために人員整理とか組織の改編などの負担をかけている状況でありますし、更に郵便の取扱いが大体年に数パーセントずつ、世界的に減っております。このように、日本郵便株式会社を取り巻く経営環境は厳しい状況でございますので、是非とも郵便事業に対する支援をお願いしたいと思っております。

このような背景から、以前からお願いしておりましたことが4ページにございます。郵便貯金銀行及び郵便保険会社が日本郵便株式会社に業務委託をする際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設。大体、金融2社から局会社に約1兆円の委託料を払う。その中に消費税が課されまして、大体400億円～500億円の消費税を払っているという状況です。これは1社体制であれば払う必要はございません。

また、資料の6ページにございますが、日本郵便株式会社が所有する一部の固有資産に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長ということで、これは民営化の激変緩和措置があったわけでございますが、それが先ほど申し上げたように、金融ユニバーサルサービスを課すこと。また、会社の体制が変わること。そして、公共性・地域性を課すことなどがございまして、是非延長をお願いさせていただきたいと思っております。郵便局におきましては、局のネットワークを今後とも維持すること。地域の金融の支えでもありますので、是非ともこの展望が開けるように支援をお願いしたいと思っております。

最後でございますが、資料の8ページ、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長でございます。ここで要望しております特別償却は過疎地域自立促進特別措置法に基づくものでございます。昭和45年度から適用の種類を変えながら現在まで適用しておりまして、過疎地域における企業の誘致育成、所得水準の向上、雇用をつくることに貢献をしております。

この適用の期限が今年度で到来することに受けまして、2年間の延長をお願いするものでございます。過疎地域の自立は我々にとっては非常に大きな政策でございますので、適用期間の延長によりまして、所得水準の向上と雇用機会の拡大をお願いするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、総務省の要望について、御質問、御意見がございましたら、挙手をお願いします。

榛葉副大臣、お願いします。

○榛葉外務副大臣

先ほど、これは政治家の議論だという話がありましたので、専門ではないですが、少し意見を述べさせていただきたいと思っております。

私は2001年の小泉ブームの最初の時に当選して、もう12年になるのですが、あの

時は熱狂的に国民が郵政民営化をすれば日本が良くなると言って、しかし、我々は耐え抜いて、耐え抜いて、正論を吐いて政権交代を成し遂げた。この政権交代を成し遂げなければいけない、自民党に任せられないと言った原点の一丁目一番地が、私は郵政がその1個であると。それが全てとは申し上げませんが、それが一つの一丁目一番地であるということを考えると、政治家としては先ほど言った郵政絡みの措置は何が何でもやり遂げなければならないという思いが個人的にはしております。

以上です。

○藤末総務副大臣

ありがとうございます。

○大久保財務副大臣

伴野副大臣、お願いします。

○伴野国土交通副大臣

長く国土交通行政に身を置いていたものとしまして、やはりこの郵政事業は、ユニバーサルサービス並びに過疎化対策というのは国土の均衡ある発展にも非常に資するものであると思いますので、私どもの立場からも、是非賛成したいものであると考えております。

○大久保財務副大臣

石津大臣政務官、お願いします。

○石津総務大臣政務官

それでは、日本郵便株式会社に係る御要望について、お答え申し上げたいと思います。この件はもう全ての皆様方は御承知の通り、この郵便事業は地域にとってはなくてはならない事業だと、このように認識しておりまして、ユニバーサルサービスの維持、まず発展するというためにも、やはりそれなりのコストはかかることを認識しておりまして、今後この点については重大な関心を持ちまして、事務方のほうでしっかりと整理をさせていただきたいと、このように答えさせていただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

総務省が言って、総務省が答えるというのはどういうことですか。これは本当に人格を別にしてやっているのですか。総務省を代表して出てきているのでしょうか。私が金曜日に意見を言った際に、総務省としては医療法人の法人税についてこうだという意見を述べられましたね。おかしいでしょう、これは。なぜこういうことが起こるのですか。議事上、私は総務省が要望を出して、総務省が答えるということ自体、筋が悪いと思います。これについてはどうですか。

○大久保財務副大臣

1点よろしいですか、議事の整理のために。総務省には要求省庁という立場と査定と

いう立場がありまして、藤末副大臣は要求、石津政務官は査定という立場でお答えされたのかなと思います、それでよろしいでしょうか。

○石津総務大臣政務官

私もそのように認識して、お答え申し上げたつもりです。

○櫻井厚生労働副大臣

これはすみませんが、総務省全体として、代表として出てこられているので、こんなものは総務省の中の議論で、しかも時間何分とか言っておいて、総務省だけがこういうことをもっとやってくれみたいな話を出すことではないですか。これは絶対にフェアと言えませんよ。我々は査定だけさせられて、我々の要求を応援するところはなく、身内のことに対して、これはいいですねなどという、私はそういう意味で進行がおかしいということを申し上げているのです。こんなことをやられるのだったら、私は反対しますよ。これはすばらしい内容です。だけれども、手続上には大きな瑕疵があると思います。

○大久保財務副大臣

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

まさに政府税調です。その政府税調の会長、会長代行、4名の副大臣・政務官が政府税調の企画委員会として、そこがある意味ではこの会合全体を取り仕切る。例えば、総務省のほうから要求があったときに、恐らく総務省の立場は要求官庁としての側面と、査定する側からはこういう見解がありますよという両面がある。財務省でも同じようなことが出てくるはずですよ。これは櫻井副大臣も財務副大臣をやっていて、政府税制調査会に出てきたことがあるでしょう。そのときにどういう振り分けをしていたかということ、それは政務三役の中で当然のことながら、一方がこれは要求してください、もう一方は全体の立場で税調は仕切りますということまでずっとやってきたのです。

そういうやり方がだめだということになると、これは省庁から出席されている方ばかりだから、そうでない一つの超越した団体を作らないと、なかなかそれはできないことになる。そこで、査定側として、総務と財務の副大臣と政務官の1人ずつが、いわゆる企画委員会の中核的なところで全体をやっていきたいと思いますということで、要求と査定を分けているのです。

○櫻井厚生労働副大臣

私は、その省が発言されるときにだけ外れるというのが筋だと思います。つまり、総務省が要求しているものについては、それは、総務省は査定側に回るのか、回らないのかという議論だけであって、それは査定省庁側で、しかも今のように、これは問題点も何もなく認めますみたいな発言をされてくれば、これは我々から見れば、要求省庁と査定省庁が一緒になったところの方がはるかに有利になります。

我々は地方税に対してだって優遇措置を求めています。だとすると、そのときにはたしてそういうことになるのかどうか。これは二役を分けているように思われるかもしれないけれども、そうならないので、せめて総務省のときには、査定側の総務省からの代表者は発言すべきではないと思います。これは財務省のときも全く同じことであって、最後の最後のどうしても詰めの段階になったときにどうするか議論がありますよ。

ですから、先ほど絞り込みにしたって何にしたって、本当にメンバーがどうなのかということも、改めて検討をさせてくださいと申し上げているのはそこにございます。

○大久保財務副大臣

石津大臣政務官、お願いします。

○石津総務大臣政務官

誤解の無いように改めて申し上げますけれども、これは応援しましょうととられたとすれば、私の言い方が悪いかと思いますが、これは事務方のほうでしっかりと精査していただきますと、私はこういうような言い方で、私の意見を申し上げたつもりです。

もう一つ、ルールとして、櫻井先生がおっしゃったとおり、同じ省内で要求と査定が同じテーブルの中でやってはだめだというルールになれば、もちろんそのようにさせていただきたいと思いますが、今までの慣例のとおりで答えさせていただいたと思いますので、御了解を賜りたく思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

大分時間がないようですが、郵政のほうで、私もこれは改革の一丁目一番地というのがよく分かっていますが、特に郵政の手数料に関わる消費税の問題です。ここがもし認められると、他のこういう同じような業態に関わるところが全部同じ手数料に掛かるものを非課税にしてくれとか、そういうことになってくるので、ここは消費税の根幹に関わるような問題なので、これは是非引き続き議論をしていく。これまでも総務大臣も必ずこの問題はずっと言い続けているということで指摘を受けているのですが、これは税の議論としてはなかなか難しい問題だと思います。

もう一つは、私は過疎地の特例を延長となっているのは、法人関係は租税特別措置透明化法で調査をしているはずですが、それを1回見て、どういう使われ方をしているのかについて、私も過疎地の出身だからその必要性は非常によく分かるのですが、本当にそれが過疎地でどの程度使われているのかという実態を見て、こういうことだから必要なのだというところが分かればいいのではないかと思います。

2点、付け加えさせていただきます。

○大久保財務副大臣

中島大臣政務官、お願いします。

○中島環境大臣政務官

先ほどの郵政の手数料の件ですけれども、1社であれば手数料は発生しなかったということが全てだと思っておりまして、民営化によってばらばらにされたということによって、今は大変な郵政の危機に陥っている一番の原因だと思っております。ですから、これは先ほどおっしゃったとおりに、手数料は非課税にすることが正しいと思います。

○大久保財務副大臣

網屋大臣政務官、お願いします。

○網屋財務大臣政務官

郵政の問題というのは、我々は政治的な絡みもあるので非常に重要な案件だし、どういうふうにしてうまくこれを主導していくかは大事なことだと思っています。

先ほどの手数料の消費税の問題ですけれども、確かに峰崎先生がおっしゃるような、いろいろな問題が出てくる。伴野先生が賛成だとおっしゃいましたけれども、例えば高速道路も道路機構に払うときに手数料に実は課税されているわけで、NTTも同じです。これも法律で決まっていますけれども、日銀が歳入代理店に手数料を払うのもちゃんと消費税が掛かっている。JRも同じ。全部こうなっているわけです。

ですから、消費税という観点でどうするかというのはもちろん大事なのだけれども、全体的な、経済的に、郵便全体としてうまく作用できるかという別の観点も含めて、他の国家関係の機関に対しても影響が非常に大きいので、そこは整理をして議論をしないと、世の中に対して説明が非常に難しくなるのではないかというところがあります。ですから、もう少し議論を詰めて、他にいい方法が無いのかなというのを少し議論させていただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

藤末副大臣、お願いします。

○藤末総務副大臣

本当に皆様の御意見をありがとうございます。2つ申し上げたいと思います。

まず、消費税につきましては、いろいろな御指摘は本当にごもっともだと思います。ただ、1つお伝えしたいのは、今、1兆円の委託で大体500億円の消費税を払っている。8%になると800億円、10%になると1,000億円という値になることを御理解いただきたい。それは先ほど中島政務官からも御指摘があったように、1社であれば払う必要はなかったものであるということをお理解いただきたいと思ひますし、また、網屋政務官から有り難い言葉をいただきましたので、本当に税制のみならず、いろんな観点から軽減するというのを財務省からも是非お知恵をいただきたいと思ひますので、お願いしたいと思ひます。

もう一つ、峰崎先生から御指摘がございました実績ということにつきましては、実はアンケートをしてちゃんと調べています。それはまた別途御報告を申し上げますので、是非御議論をいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○大久保財務副大臣

では、そろそろ次に移ってよろしいでしょうか。

それでは、文部科学省からのヒアリングを行いたいと思います。松本副大臣、よろしくをお願いします。

○松本文部科学副大臣

文部科学副大臣の松本です。どうぞよろしくをお願いします。

表紙をおめくりいただきまして、1 ページ目の右側が今回の要望事項の全体像であります。

2 ページ以降で各論といいますか、要望のポイントを御説明してまいりたいと思います。

2 ページ「1. 寄附文化の更なる推進（各論）」です。

民主党政権により学校法人等への寄附金税額控除制度が導入され、これをきっかけに学校法人では寄附活動が活性化し、寄附件数や寄附金額が増加をしています。

そこで要望1-1は、この税額控除の対象を国立大学法人、国立霞ヶ丘競技場整備などへ拡大することを求めるものです。

要望1-2は、学校法人の税額控除要件の見直しです。税額控除を活用するには、3,000円以上の寄附者が年100人以上、または寄附金収入額が経常収入金額の20%以上の要件が課されますが、特に規模の小さい幼稚園などではこの要件がネックとなり、各方面における努力にも関わらず、表のとおり税額控除の活用が進んでおりません。学校法人の規模により不公平が出ないように、全ての学校法人が税額控除の対象となることが適当であり、要件撤廃を含む見直しを求めるものであります。関連で、寄附金の年末調整対象化を求めております。

3 ページ「2. 教育費に関する税制優遇（各論）」です。

日本の教育費は諸外国に比べ私費負担割合が高く、右真ん中のグラフのとおり、大学生が2人いる家庭では、可処分所得の半分近くを教育費が占めております。

このような状況の下、要望2-1では、現行課税である教育費の一括贈与の非課税化を求めるものです。日本再生戦略にも掲げられたとおり、高齢世代の保有する金融資産を将来の教育費として市場に引き出し、成長マネーとして有効活用できる効果もあると考えております。

また、要望2-2は、平成元年の消費税創設時と同様に、今後の扶養控除の見直しや負担軽減策などの検討の際に教育費に配慮いただくことを求める趣旨の要望であります。

4 ページ「3. 教育、文化、スポーツの振興（各論）」です。

要望3-1は、各都道府県にある私立学校退職金団体の退職金事業の利子等について、これまでどおり非課税を求めるものです。

要望3-2は、今年度末で期限切れとなる能楽堂に係る特例措置の拡充です。重要無形文化財である能楽の保存、継承の観点から、国として引き続きの税制優遇が不可欠であると考えます。

要望3-3は、ゴルフ場利用税の廃止です。右下のグラフのとおり、今や国民スポーツとして広く親しまれており、次期オリンピックの競技種目ともなります。ところが、現状ゴルフには、ゴルフ場利用税が課されております。こうした課税はスポーツの中ではゴルフのみでありまして、消費税との二重課税の解消、生涯スポーツ振興などの観点から見直しを求めるものであります。

5 ページ「4. 世界をリードする科学技術イノベーションの創出（各論）」です。

要望4-1は、いわゆる研究開発税制について、昨年度まで30%であった控除上限の再度の引上げを要望するものです。イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力の維持・強化のためには、本税制の拡充が不可欠であると考えます。

要望4-2は、独立行政法人の見直しに伴い、新たな類型として整理されたJAXA、理研などの国の研究開発法人の寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、法人寄附の全額損金算入、個人寄附の税額控除を求めるものです。

以上で説明を終了いたします。いずれも教育、文化、スポーツ、科学技術の振興にとって重要かつ不可欠な要望であると考えておりまして、是非ともその実現に向け、御検討をお願いいたします。以上です。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

文部科学省の要望について、御質問、御意見がある方はお願いします。

白副大臣、お願いします。

○白内閣府副大臣

内閣府の国家戦略担当として私も御発言させていただきたいのですが、先だって、iPSのノーベル賞を受賞された山中教授とも科学技術担当でお会いさせていただきました。いろいろ話を聞いたのですが、やはり日米の研究費の格差の1つのポイントは何かというところ、国立大学の研究費の個人寄附についての税額控除制度があるか無いかという部分もあるのではないかとということもあります。これは是非やって、マラソンをして寄附を集めているというのは、どう見ても、研究者が研究にもっと没頭して、思い切り研究してもらうためには、やはり国立大学等の教育研究費に対する個人寄附を是非拡充していく必要があるのではないのだろうかということ、是非皆さんと一緒に検討していただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

先週、イノベーションに対してといたしますか、研究開発税制についてお願いをいたしました。基礎研究のところから一貫して行っていかなければ、例えば我々の分野であれば、創薬や再生医療等になりますが、このところは一貫してやるということが極めて大事なことです。

それから、iPS細胞でノーベル賞を受賞されたということは、我が国にとって非常に明るいニュースですから、こういった資源を有効活用しなければ、本当に国家の損失になるのではないかと思います。

再生医療の分野で細胞シートというものがあるのですが、この細胞シートは、今、実際に治験はフランスで行われています。これはお金の問題だけではなくて、もう一つ規制等も含めて全体のことを相当大胆に改革していかないと、本当に我が国でいろいろな基礎研究を行って、シーズはあるけれども、その実用化は海外に持って行かれるということになってきますので、このことを防いでいかないと、我々は今、付加価値の高いものを作っていく限り、この国の再生はないと思っています。価格競争をやっていく社会ではいけないと思っていますので、この点のことについてきちんと手当をしていただきたいと思っています。

国立大学法人ですけれども、現状は本当に疲弊しておりまして、運営交付金が毎年1%ずつ減額される。これは国立大学法人が出来上がった当時は、そういうことではなかったはずで、私が財務副大臣の時にこれを止めましたけれども、やはり研究費だけではありませんで、処遇の改善をしないと研究者が集まってこないという実態もございます。我々の頃よりはまだいいのかもしれませんが、私など5年半無給でしたから、そうするとそういうことを耐えられない人たちは、大学にいて研究しなくなってくる。そういうことも考えてくると、本来であれば運営交付金で増やしてくることが筋だと思います。ただし、それができないということになるのであれば、寄附の優遇税制を行って、その研究の体制、これは研究費だけではなくて、研究者の処遇の問題も含めて、是非前向きに進めていくべきだろうと思っています。

ただ1点。これは国立のところだけ随分要求されてまいりました。そうすると、我々は国立病院などを抱えておりますので、その国立病院との整合性が一体どうなるのか。国立の施設全体としてこういう制度にしていくのかどうかの議論は必要なのかと思います。

ゴルフに関してですが、地方にとっては大きな財源になってきていることは分かりますが、もう既に大衆化されてきていると思ってきていて、そろそろゴルフの利用税というのを廃止してもいいのではないかと考えておりますので、この点についても御検討いただきたいと思っています。

○大久保財務副大臣

藤末副大臣、どうぞ。

○藤末総務副大臣

私から1点申し上げたいのは、研究開発を促進するための税制というのは、我々総務省においても、情報、通信、放送というものを抱えておりまして、実際にいろいろなデータを見ますと、今は研究開発投資が落ちている状況にございますので、是非とも民間を中心とする研究開発を促進する意味でも、研究開発関係の税制、イノベーション関係の税制は拡充をされるべきではないかと思っております。以上でございます。

○大久保財務副大臣

稲見大臣政務官、お願いします。

○稲見総務大臣政務官

文部科学省の方から、また櫻井先生から、ゴルフ場利用税の問題がありました。

ゴルフ議連などで強い御要望が出ているのはよく分かっているのですが、あるところ、この7割が市町村に税収が入る。そしてゴルフ場があるところというのは、山間地で非常に税収が少ないところということで、非常に貴重な財源になっております。町役場の何パーセントがゴルフ場利用税に頼っているかということをおいいますと、20%を頼っているところもあるということでもあります。

オリンピックあるいはスポーツ振興ということではいいますと、平成15年度以降、18歳未満の方の利用あるいは70歳以上の方、障害者の方は非課税という形で配慮をされてきておりまして、平成22年の全体で1,049万人、率ではいいますと11.9%の方が既に非課税になっている。こういう点を配慮していることも是非御理解いただけたらと思っております。

○大久保財務副大臣

松本副大臣、お願いします。

○松本文部科学副大臣

ありがとうございます。稲見先生の御指摘は私も非常に重要な点だと思っております。

一方で、その他のスポーツ、例えば乗馬であるとかスキー場にしても、利用税というのは掛かっていないわけでありまして、消費税が引き上げられる段階で、やはりこの二重課税の解消を図っていく、ゴルフにのみ課されているものを解消していくというのは、ある種車体課税の議論にも似ているところがあるのかもしれませんが、地方の財源も確保しながら、こういった一種の不公平を解消していく視点というのは非常に重要ではないかと思っておりますので、これについては税財政全体の議論の中では是非見直しを御検討いただきたいという趣旨でございます。

○大久保財務副大臣

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

私もゴルフ好きなので、本来ならばゴルフについて利用税反対と言いたところなのですけれども、やはり結構いい値段するのですよ。担税力というか、この並んでいる中で一番お金の掛かるスポーツだだと思います。それはやはり、ある程度それに応じた、しかもその自治体にもゴルフ場まで行く道路だとか、いろいろお金が掛かっていますので、私はやはり自治体の独自財源として継続したらいいと思います。

もう一つ、寄附文化の問題を含めて、私もNPO関係の寄附税制についてやった委員ですが、教育に関しては、私も財務副大臣をやっている時に、我々民主党が野党で政権交代した時には、教育費の公的負担のGDPに占める比率というのはOECD平均で約5%。日本が3.5%程度だと。そうすると、1.5%というのは低いようですが、金額に直すと7兆円～8兆円なのです。それを主計官の方にお話しをしたら、人口が減っているのだから、人口1人当たりの教育費からすればそんなに差はないぞという反論でした。

こうして出てくるものを見ると、寄附とか何とかではなくて、公的な支出そのものの絶対量が低過ぎるからこういう問題がどんどん上がってきて、前進していないのではないかと思います。

税調の場でこんな議論をするのはもしかしたら不適切なのかもしれませんが、寄附はもちろん寄附税制を広げていくということで賛成なのですけれども、ここのところは基本的なところで考えていかないと、日本の教育が将来を決めていくというときに、本来は消費税の引上げは社会保障にとなっていますけれども、私は教育費の問題というのは、どこかでしっかりとやらないと、日本の将来はないのではないかと思います。是非その点は文部科学省の皆さん方にも頑張ってもらいたいし、将来の税制改正の中で基本的な税の大きい論議の中に組み込んでいく必要があるのではないかと思います。

○大久保財務副大臣

石津大臣政務官、お願いします。

○石津総務大臣政務官

できるだけ二重にならないようにお答え申し上げたいと思うのですが、先ほど稲見先生から御発言がありましたように、中山間地域、いわゆる過疎地域ほど、この財源に頼っている率が高い。私もかつて村長をやらせていただいておりますので、よく認識をしております。そして、そういうところだからこそ、道路の敷設やインフラの整備等々については、相当地方から持ち出しが多いという認識もしております。

そういうことでありますので、これは本当に過疎の基礎自治体ほど財源としては非常に大きなテーマであるということをお答え申し上げたい。

もう一つ、二重課税ではないかという話なのですが、これは地方財政審議会でも議論がございまして、結論としては、消費一般に課される消費税とは課税根拠が異なるだろうという整理をしていただきまして、よって二重課税ではないということで、地方財政審議会から御指摘をいただいているということをおし添えたいと思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

櫻井副大臣、どうぞ。

○櫻井厚生労働副大臣

個別のことについてはもう申し上げますが、今、お話があったとおり、私も地方におりますから、これが大事な財源であるということは重々承知しております。

ただ、議論は地方で大事な税制なのだから、これは維持するというにすることなのか、どこをもってして公平としていくのかという観点は極めて大事なことはないかと思えます。つまり、税財源がこれしかないのだから、絶対にこれは譲れないという話に、今後財政上の措置としても、こういう方針で全部やっていくということで決めるのであれば、私はその方針に従って全ての税を決めていけばいいと思えます。

ただし一方で、先ほどスポーツのことでお話がありました。道路のことも整備等であれば、スキー場にだって道路の整備は随分しているはずですから、そうすると今の理屈というのは若干成り立たないところがあると思っていて、いろんな意味合いで、どこを公平として我々がここの議論を進めていくのかということについては、ここ全体でやるのか、それとも査定官庁でやってくるのか分かりませんが、大きな方向性を決めていく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○大久保財務副大臣

松本副大臣、どうぞ。

○松本文部科学副大臣

何度もすみません。

地方の財源確保というのは非常に大事な視点であると我々も認識しております。ですので、消費税増に伴う税財政全体の議論の中で是非御検討をいただきたいということと、先ほど峰崎参与から、担税力というお話がありました。ちなみに、私はゴルフは全くやりません。実は平日のゴルフの利用料というのは下がってきていまして、レジャー白書2011というものによりますと、ゴルフの1回当たりのプレー料金の平均額というのは約7,000円程度まで落ちてきているというデータもあります。

従って、先ほどスキー場の例もありましたし、スキューバダイビングとかもスポーツでありますけれども、1回当たりの利用料といいますか、担税力という観点からぜひいたく品課税みたいな、そういう根拠というのはやや薄れてきているのではないかと考えております。そうした観点から、今回そういう御要望を出しているということでもあります。

○大久保財務副大臣

網屋大臣政務官、どうぞ。

○網屋財務大臣政務官

大変たくさん御要望がありまして、去年とダブっているものもたくさんあるのでご

ざいますが、これからまた議論をして、絞り込みをしなければいけない部分もあると思います。確かに教育の問題、イノベーションの問題は非常に大事なポイントだと思っておりますので、どこを残して、どこを絞り込むか、またゆっくりお話をさせていただければと思います。

ただ、2つだけ。1つは、いわゆる寄附の年末調整。これは確かに年末調整したほうが寄附はどんどん進むだろうというのはその通りなのですが、現実問題、御存じのとおり、いろいろな企業の団体から、はっきり言ってそこまでは事務的に追いつかない、それだけは勘弁してくれとたくさん来ていることも事実なので、実際にいわゆる企業の担当の方がそこまで全部やれるかというところで、非常に悲鳴が上がっていることも事実ですので、ここは少しそこを考慮しなければいけないと思います。

それから、教育資金の部分もですけれども、一括贈与というのが適正なのかどうか。それともう一つ、一括贈与した場合に、そのお金が本当にどうやって教育に使われたかということをチェックするのか。例えば子供の入学金に一括贈与します。これなら分かりやすいけれども、とりあえず渡しておいて何に使うか分からないような形になるというのも困るので、教育ということであれば、そこは明確化したところで十分に議論をさせていただきたいと思います。

この2つについてはコメントをさせていただきます。

○大久保財務副大臣

前川副大臣、どうぞ。

○前川内閣府副大臣

年末調整に関しては、NPOに対する寄附について、内閣府も同様の要望をさせていただいております。この点については、是非関係団体、特に経済界の要望、事務の負担等々もヒアリングした上で御議論をさせていただけたらと思います。

○網屋財務大臣政務官

まさにおっしゃるとおりでございます。

○大久保財務副大臣

松本副大臣、どうぞ。

○松本文部科学副大臣

重ね重ねで恐縮です。

先ほどの網屋政務官のお話、本当に教育費に使われるかどうかということなのですが、これは入学金とか授業料とか、領収書等で確実に証明できる範囲を想定しております。そういった流用等が起こらないように配慮していきたいと思っております。

一括がなぜいいかといえば、これは社会保障と税の議論のときも、要するに将来の不安を解消することで、社会保障の持続可能性を高めることでお金を安心して使える環境が整うという話もありましたけれども、1つは親世代が教育費の負担が和らぐ、将来不安が解消される。それから、一括贈与ということは将来が見通せる予見可能性

が高まるということですから、子供本人にとっても進路選択の幅を広げる効果もあるし、高齢者本人にとっても、実は贈与したいとお答えになられている方も、結構ニーズがあるという事情であります。

○網屋財務大臣政務官

事務方のほうで細かいところはまた詰めさせていただいて、よろしく申し上げます。

○大久保財務副大臣

そろそろ次に移ってよろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。経済産業省からヒアリングを行います。近藤副大臣、よろしく申し上げます。

○近藤経済産業副大臣

ありがとうございます。気合を入れていきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

お手元の資料は横紙の資料であります。経済産業省の税制改正要望の2ページ目をお開きいただければと思います。経済産業省全体の要望はいろいろございますけれども、本日は大きく3つの柱を申し上げたいと思います。

第1に「根こそぎ空洞化」の防止と世界で勝ち抜く産業・企業群の再構築のための税制改正。

第2は、新たなエネルギーミックスの実現と資源・燃料の戦略的確保のための税制改正。

第3は、地域の経済・雇用を支える中小企業の活性化のための税制改正であります。

本日は年末までの長い議論のキックオフでございますから、その政策的意義を中心に御説明を申し上げたいと思います。

4ページ、サプライチェーン全体の「根こそぎ空洞化」の危機。今、私たちがどういうところに経済があるのかという立ち位置をまず認識していきたいと思います。左のグラフであります。我が国の国内設備投資は年々減少しております。昨年度は過去最低水準の立地件数となりました。真ん中のグラフでありますけれども、自動車、電機、化学、非鉄金属、どれをもって見ても近年、海外の投資比率が急速に拡大をしております。右側のグラフであります。ひとたびこうした企業群が海外移転すれば現地調達が増加し、日本からの調達は縮小するわけであります。この3つのグラフから見てとれるように、このままでは自動車や電機といった組立産業工場にとどまらず、我が国が得意とする部品や素材といった川上も含んだサプライチェーン全体が今「根こそぎ空洞化」の危機にあるということでもあります。

5ページ、こうした「根こそぎ空洞化」に歯止めを掛けるための税制措置をとらなければいけない。御案内のとおり左側のグラフであります。2011年度、我が国は31年ぶりに貿易赤字を計上いたしました。また、2012年度は既に上半期で3兆円を超える赤字を計上しているわけであります。統計可能な1979年以来、過去最大であります。

もちろん原発事故による化石燃料の増加によるところも大きいわけではありますが、既に新聞報道でもありますとおり、対 EU においても初の赤字となったわけでもあります。今後、我が国の産業が海外に「根こそぎ空洞化」をすれば、稼ぎ頭を失い、我が国は食いつ持を失い、更には経常収支赤字国に転落するおそれがあるわけでもあります。いろいろなことを言う方もいらっしゃいますが、2017 年には経常収支赤字と言う方もいらっしゃるわけでもあります。

まさに危機が目前に迫っているわけではありますが、こうした危機に対応するために、右側でありますけれども、第 1 に車体課税の抜本的見直し、第 2 に償却資産の見直し、法人実効税率の引下げ、第 3 に研究開発促進税制の拡充を要望したいと思います。

6 ページ、車体課税の抜本見直しであります。自動車産業をもう一回鳥瞰をしてみたいと思うのですが、我が国自動車産業は左側のグラフにありますとおり、12.5 兆円の貿易黒字を確保しております。鉱物燃料で 22 兆円の赤字なわけですが、圧倒的な稼ぎ頭は自動車であります。更に下側のグラフであります、自動車関連産業は 1 万社を超える中小企業群も含めて 545 万人の雇用を抱え、そして 47 兆円の産業群を形成しております。すなわち、自動車産業の活性化は特定の一業種の問題ではなく、我が国経済社会構造の全体に関わる問題であることを御認識いただきたいと思います。

右側のグラフであります、仮に我が国の自動車メーカー各社がドイツのフォルクスワーゲン並みに輸出比率を減らしていったことを仮定したとすると、どのような状況になるかというのが次のグラフであります。御案内のとおり例えばマツダは国内生産のうちの 76%を輸出している。ワーゲンは 13%しか輸出していないわけですが、こうしたことをもしワーゲン並みになった場合、6 ページの右側の下ですけれども、ポイントだけ申し上げれば就業人口は 319 万人減るわけであります。失業率は 5.1%増加いたします。そして GDP は 14.5 兆円減るということであります。こうした動きが間もなくやってくるという御認識をいただきたいと思います。

7 ページ、そうした中でどうやってこの日本の産業を支えてきた自動車産業を活性化するかという方策でありますけれども、何と言っても国内市場の活性化が不可欠であります。仮に消費税が 10%引き上げれば購入時の負担は取得価格の 15%にのぼります。ユーザーのさらなる負担の増加、ひいては自動車販売台数が大きく減退するわけであります。こうした事態を防ぐために、今回、自動車取得税及び自動車重量税の廃止、自動車税のグリーン化の一層の推進を強く要望するものであります。買って取られ、使って取られ、保有して取られという、この多重構造の解消をするしかないというわけであります。

仮に今回の要望が実現された場合の効果でありますけれども、国内自動車市場は 500 万台市場に回復し、1.2 兆円の売上げ増、21 万人の雇用創出、そして 2,540 億円の財政効果があるということであります。今やらなければ大変な危機に瀕している産業を、何とか雇用を守りたいということでもあります。

8 ページ、償却資産に対する固定資産課税の見直しであります。左側のグラフでありますけれども、我が国は世界にまれに見る機械などの償却資産に課税をしている国であります。こうした課税は投資のリターンを低下させ、設備投資意欲を阻害しています。例えば真ん中のところでございますが、半導体工場では投資リターンは2.7%低下するわけであります。低い利益率に耐えて国内で頑張っている企業に対して、この課税は外に出ていけと言わんばかりの状況であります。

こうした設備投資を阻害する環境を是正するため、今回、固定資産税のうち機械及び装置の分類について、新規の設備投資分の非課税及び評価額の最低限度の段階的廃止を要望するものであります。こうした措置による効果でありますけれども、合計で5,800億円の新規投資の促進効果、1兆円の経済波及効果、約6.4万人の雇用創出効果、1,400億円の財政改善効果があるわけであります。

9 ページ、研究開発税制の拡充であります。これについては各省から既にお話があるところであります。改めて御覧をいただければと思います。左側のグラフでありますけれども、我が国の民間研究開発は大幅に落ち込み、政府目標の3%には遠く及んでおりません。こうした状況の中で、一方で企業が中国、韓国、インド、シンガポール、それぞれ海外に研究拠点を移転する動きも強まっております。それぞれ御覧をいただければと思います。このままでは我が国の将来の成長の根幹となる研究開発拠点と良質な研究者の雇用が失われるわけであります。こうしたことから、今回、研究開発税制について総額型の控除上限を30%への引上げを強く要望するものであります。こうした措置によって研究開発投資が880億円の増加、560億円分の研究開発の海外流出の阻止、そして5,700億円のGDPの押し上げ、約7万人の雇用創出効果、そして900億円の財政改善効果が見込まれるわけであります。

続きましての大きな項目であります。エネルギーミックスの実現であります。

11 ページ、9月に決定された革新的エネルギー・環境戦略は、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入するとしています。このためには左下のグラフであります。2030年までに2010年に加えて再生可能エネルギーを3倍、コージェネレーションを5倍、省エネを19%進めなければなりません。集中投資が必要です。新しいビジネスモデルを確立するためにもスタートダッシュが特に重要であります。予算や規制等に加えてグリーン投資減税の拡充、コージェネに係る固定資産税の軽減措置の創設、省エネリフォーム促進税制の拡充等、税制措置を実現し、政策措置の抜本強化が必要不可欠であります。是非政策資源を惜しみなく投入すべきであります。

12 ページ、資源・燃料の戦略的確保であります。御案内のとおり中国をはじめ新興諸国の資源需要が急速に増大し、とりわけお隣の国、中国では爆食と言われるほど資源を食い尽くしている状況であります。50年前に比べて中国は70倍に膨れ上がっているということですが、他方、右側のグラフを御覧いただければと思います。

ども、銅鉱山の開発コストは90年代と比べて2倍に高騰をしております。

こうした中、資源確保を行う企業を後押しする税制が減耗控除制度であります。これは鉱山操業による収益を準備金として積み立て、探鉱活動に充てた場合に特別控除を認めるものであります。この制度は昭和50年に設けられて以来、大きな改正は行われておりません。このため国内で鉱業を営む者しか利用できない。もはや国内に銅山はありません。にも関わらず、こうした要件があり、出資比率も5割以上を要する。そして国内で採れる鉱物しか対象にならない。レアアースなどは対象にならないということであり、現在の実情にそぐわない要件が残っているわけであり、このような点を改めるため40年ぶりの改正を求めるものであります。

最後は地域を支える、雇用を支える中小企業の活性化であります。

14 ページ左のグラフ、中小企業の状況は大企業と比べて改善の遅れが顕著であります。消費税の引上げが予定されておりますが、多くの中小企業が業況悪化や事務負担の増大を懸念しているのは御案内のとおり、これらに真摯に対応しなければ、そもそも消費増税が実現できる環境は整わないわけであり、また、新規創業を促進し、成長や雇用の担い手を増やしていくことも重要であります。御案内のとおり、右のグラフでありますけれども、国際比較をしますと開業費用は高いわけであり、こうした状況を打開するため、法人税の中小軽減税率の引下げ、中小商業・サービス業の設備投資に対する減税措置の創設、更には創業時の登録免許税・印紙税の免税措置の創設の要望をお願いするものであります。

15 ページ、特に中小企業関連で言えば事業承継であります。跡取りがない、跡取りがなかなか継いでくれない、事業承継は大変な問題になっているわけであり、左のグラフを御覧いただければ、中小企業の経営者の高齢化が急速に進んでおります。事業承継の円滑化は喫緊の課題であります、特に相続税の見直しに当たって税制上の手当てができれば、事業承継への悪影響は必至であります。

この事業承継税制であります、右側のグラフ、各国の比較を見ていただければと思っておりますけれども、要件が非常に厳しいわけであり、現行制度では8割の雇用を5年間で1人でも下回れば、納税猶予が全額打ち切りと極めて厳しいペナルティであります。後継者が死亡するまで納税が免除されない。このように中小企業にとってリスクが高いため、実際にごく一部の中小企業にしか利用していただけないわけであり、雇用要件は重要であります、厳し過ぎて廃業に至るのでは元も子もないわけであり、少なくともドイツ並みの要件に改めるよう、抜本的な見直しを要望するものであります。小規模企業向けに、所有する宅地等の減税特例もお願いしたいと思っております。

最後であります、昨日の日銀の景況分析も御覧いただいたかと思っております。被災地は何とかかろうじてプラスですが、ほかの地域は大変厳しい状況であります。更には中国リスクであります。9-12月の業績は一気に悪化するのではないか。年明けを超

えれば日本経済は坂道を転げ落ちるのではないか。こういう懸念は現実味を帯びているわけであります。社会保障と税の一体改革法案の中でもデフレ脱却、経済の好転という要件が盛り込まれているわけでありますけれども、そうした要件云々の前提となる経済の状況は非常に厳しい。危機的状況に直面しているのだということを我々は是非認識しなければならない。今回の税制プロセスを通じて、我が国の経済をしっかり支えるというメッセージをはっきり打ち出すべきであります。

ペイ・アズ・ユー・ゴー原則は確かに重要な原則とは思いますが、しかし、同時に単年度で収支を均衡させようというのは、まさに財政至上主義以外の何物でもありません。経済は生き物であります。2年、3年で元を取るという発想に切りかえて「根こそぎ空洞化」の危機にある我が国の雇用と産業を守る税制改正を是非とも今、決断をすべきであるということを申し上げて、最初の説明を終えたいと思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

経済産業省からの要望について、御質問、御意見がありましたら挙手をお願いいたします。更に前回、櫻井厚生労働副大臣から御提案がありました研究開発税制及び交際費税制も関連しておりますので、こちらも踏まえて議論をいただきたいと思います。

それでは、前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

まず、最後の15ページの事業承継税制に関してです。これは私も一般論として大変重要な仕組みだと思います。特にバブルの時に中小企業の不動産等々の価格が高騰して、その結果として持株の価格が高騰した。持株を相続するために会社をたたまなければいけないということがありましたので、重要な仕組みだと思うのですが、ただ、昨今は不動産価格等々も全て下落しておりますので、この実績があまり上がっていないというのは制度が悪いのか、それとも皆さん方、あまりよく知っていない、税理士も十分説明していない、弁護士もよく知らないという問題があるのか、あるいは不動産価格等々が落ち着いたからなのか、私は分析も要るのではないかと考えておりますので、もしお手元の資料にその数字があればお答えをいただきたいと思います。

それと「根こそぎ空洞化」の危機は私もその通りだと思います。特に今、電機がああいう状態になりますので、自動車がものづくりの最後のよりどころと言うと叱られますが、自動車産業が大変重要だと思います。その点で以前に地デジの切りかえの時期に電機、テレビや洗濯機等々についてエコ補助金か何かをやりました。その時にはパナソニックもシャープもテレビがいっぱい売れていました。ところが、終わった途端にテレビが売れなくなって、こういう状況になりました。

今、自動車ですけれども、エコカー補助金やって、エコカー減税をやっています。これがやがて切れてしまいます。それで消費税が上がります。自動車について何かや

らないといけないというのは、ほぼコンセンサスではないかと私は思っています。後ろのほうは意見でございます。

以上です。

○大久保財務副大臣

では、近藤副大臣、お願いします。

○近藤経済産業副大臣

まず最初の御質問のところでございますけれども、PR活動はこの5年間で1,300回、6万人の参加を得て必死にPRをしているところでございます。法人会のアンケート調査によると、約3分の2は事業承継税制を知っております。その意味においては認知度は相当高い。ただ、我々が中小企業団体といろいろ話を聞くと、やはり使い勝手が悪いんだということが実際の声でございますので、使い勝手が悪いことは間違いない。不動産価格の問題というよりは、むしろ使い勝手の問題ではないかというのが我々の認識であります。

以上です。

○大久保財務副大臣

中島大臣政務官、お願いします。

○中島環境大臣政務官

車体課税についてなのですけれども、前回、生方副大臣から御説明申し上げたところでございますが、車体課税の見直しに当たってはグリーン化の観点から検討を行うこととされているため、改めてこの環境省の立場から申し上げたいと思います。

まず、自動車重量税については汚染者負担の原則から、その税収の一部約100億円が公害健康被害補償の財源とされており、この問題を避けて見直しの議論はできないと考えております。また、環境に良いものも悪いものも一律に税負担を無くしてしまうことについては、慎重な議論が必要であると考えております。環境に良いものは思い切って負担を軽減し、環境に良くないものには相応の負担を求めるという、グッド減税・バッド課税を徹底することが重要であると思っております。

以上、環境面からの要請を十分に踏まえて御議論いただくようお願い申し上げます。

○大久保財務副大臣

他にございませんか。中野会長代行、お願いします。

○中野民主党税制調査会長代行

事業承継税制について、私もいろんなところから話を聞きます。特に税理士との関係が深いものですから聞きますと、やはり使い勝手が悪い。政府税調等で制度を作っても、それが具体化される過程の中であって、使えないシステムにだんだん悪化していくということが特に指摘されておりますから、この実態をしっかりと踏まえながら、せっかくのいい制度を作っても、使い勝手が悪ければ意味がないという1つの事例で

はないかと思います。

自動車の件については、今、お話がありましたけれども、環境面から考えるとそういうお話だろうと思いますが、本来の税制のあり方という視点から自動車のことを考えなければいけない話で、それと環境の問題と一緒のレベルにしてはいけないと思います。

○大久保財務副大臣

藤末副大臣、その後、櫻井副大臣お願いします。

○藤末総務副大臣

2つ申し上げます。

1つは事業承継税制ですけれども、これは自民党時代に作られたものですが、我々も近藤副大臣と一緒に議論しました。作った後に、宣伝して使ってくださいと言ったのですが、実際に私の知り合いは上限が厳しくて使えなかったのです。そういう状況が自分の身の回りにはあったということをお伝えしたいと思います。

2つ目でございますが、12ページでございます減耗控除制度でございますけれども、これは是非、変えていただかなければいけないと思っています。実際に、今、これだけ資源の問題が大きな課題として挙げられる中で、制度が使えなくなっている。これを見直すことは業界に対するメッセージとして、是非やっていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

まず、最後にありましたペイ・アズ・ユー・ゴー原則について、この場で是非御議論をいただきたいと思います。単年度でやるとなると、相当政策的な限界がございます。租特というのは、ある程度の見通しが立った段階で、特区制度と同じような形で社会実験をすることになるのだろうと思っています、これが確かに効果があるということになれば、それを継続的に実施するし、そうでないということになるのではあれば、これを速やかにやめると。そのぐらいの柔軟性を持ってやらないと、要するに、我々の今の税制とか予算のところの補助金というのは、ある種の投資だと思っていますから、その投資に対してあまり制約をかけられてしまうと、思い切ったことができないだろうと考えています。

財務省は、不確実なものについてはというお話をよくするのですけれども、しかし、今、確実なものが果たしてどれだけ見つかってきて、これだけ絶対もうかりますということだけやり続けるということになると、十分な経済対策は打てないと思っていますから、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則をどうするのかということについて、きちんと議論をするべきではないのかと思います。

開発のところについては、先ほど松本副大臣が説明された時に申し上げましたので繰り返しません、これは絶対的に大事なことだと思います。

中小企業のところ、要望のところよく分からないので教えていただきたいのですが、まず1つは相続税のところ、私が聞いているのは非上場株式の評価額の問題を指摘されておりまして、はっきり言えば売買もされずに資産価値ゼロとは申し上げませんが、そういったものまで割と高めに見積もられていて、結果的には、そのために財産を失うようなことが出てきているとお伺いしてきていて、今、近藤副大臣から説明があった部分は、どの点について中小企業の承継税制についての要望なのか、ここを改めて教えていただきたいと思います。

残念だったのは、この間応援いただいた接待交際費課税については、経済産業省から上がってこない。これは地域の経済の活性化のためには、非常にいい政策だと私は思っておりまして、この点については、改めて是非、経済産業省の中で御議論をいただきたい。

14 ページの中に、「創業時の」と限定されて登録免許税・印紙税とありますけれども、印紙税そのものが商工業者にとって相当重い税制になっていると思っていて、創業時だけではなくて、もっと全体に広げるべきではないか。これは4,000億円あるから今まで財務省は印紙税という話でしたが、消費税を引き上げるわけですから、消費税を引き上げた際にどうするかというと、中小企業の負担をいかに軽減するか。これは景気がよくなる限り価格転嫁できませんから、そうだとすると、明治6年にできた税制をいつまでも続けるのかどうかだと思います。

この当時は地租ですから、農業者に重くて商工業者に軽いことから、オランダから輸入した文書課税です。これぐらい公平性の、担保されないといえますか、よく申し上げているのですが、3人で飲みに行くと1人1万円ずつ払えば印紙は発生しませんけれども、3人分まとめて誰かが3万円支払えば、そのところが収入印紙税が発生するとか、銀行の振込手数料に3万円以上だと250円のかかる。電線の中をお札が飛んでいくわけでも何でもなくて、紙切れ1枚行くだけの話であって、何でもかんでも全部印紙税が掛かってくるのか。こういうものがちりも積もって中小企業者の負担になってきているので、これは創業時ではなくて、全体として印紙税を廃止するぐらいの政策を採っていったほうがいいのではないかと。ネット取引をすれば、印紙税は発生しませんとうたっている銀行もあります。なぜか知らないけれども、仮契約のときですら印紙が発生するようなこともあって、相当おかしい税制だと思っております。

繰り返しになりますが、消費税を引き上げるに当たって財源は大幅に確保できるわけですから、この手のことについて、もう少し踏み込んで要望されたほうがいいのではないかと思います。

自動車のことに関しての話は、現時点ではその通りだと思いますが、一方で、海外

のマーケットを確保するためには、国内で作って輸出がどこまでやれていくのかというと、相当な限界があるのではないかと。この点については、そう思っております。そうすると、今後の産業政策をどうしてくるのか。別に私が厚生労働省だから申し上げているわけではなくて、付加価値の高いものを作っていく。要するに、労働者の賃金の問題で勝負ができないようなことになってくるのであれば、ある種の現地生産というところは仕方がない。ただし、一方で、新しいものを開発するために、国内にその資金を戻してもらって、研究の部門を手厚くするとか、そういったこと全体を考えていくとすると、どういう産業政策を考えておられて、そのためにどういう政策になるのかという青写真をもう少し描いていただければと思います。

○大久保財務副大臣

質問がありましたので、近藤副大臣、お願いします。それから、峰崎参与。

○近藤経済産業副大臣

まず、中島政務官からの御発言で「グッド減税・バッド課税」の話がございました。メリハリをつけるということはその通りだと思うのです。自動車税全体のグリーン化ということは要望しておりますが、先ほど来申し上げているように、取得、走行、所有で多段階複雑、あえて言いますが、理不尽な税制をきちんと整理することは極めて重要でございまして、よって重量税、取得税は廃止と要望しているところでございますので、まず申し上げたいと思います。

また、櫻井先生から、事業承継税制について株式の評価の話でございまして、評価後の8割を納税猶予する制度でありまして、これを要望しているわけでありましてけれども、評価の方法については、今後も必要に応じて改善をしなければいけないのだろうということでもあります。もう一つ、我々がここでポイントしているのは、雇用要件が非常に厳しく定められているので、これが1人でも欠けたら召し上げということでは、誰も怖くて採用しないということでもありますので、肝はその部分でございまして。

また、幾つかございましたが、ペイ・アズ・ユー・ゴーまたは産業政策についてはまた議論を深めてまいりたいと思っておりますが、日本の自動車産業はここまで相当踏ん張って国内生産を維持してまいりました。維持した中で、かつ、同時に自動車は御覧いただければ分かるように、電機の塊のようになっていますし、ハイテクの塊のようなものになっているわけでありまして、かつ、製造業の賃金はサービス業よりも高いということも含めて、それを全部失うことのインパクトの大きさも、やはり自動車産業の大きさということは、あえて申し上げたいと思います。

○大久保財務副大臣

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

近藤副大臣の力強い説明に、何となく圧倒された気持ちがするのですが、私、これで政府税調は4回目の対応をしていて、いつも経済産業省の皆さん方は本当に危機感

を持ってらっしゃる。私も危機感を持っていないわけではないので、同じように持っているのですが、過去のエンジェル税制だとか、エネ革税制だとか、それが名称が変わり、現実はどうだったのか。先ほどのペイ・アズ・ユー・ゴーと絡むのですけれども、それで私たちは租税特別措置透明化法を作った。

実績はどうだったのか。今まで私たちが問うた場合には、必ず業界の方々にアンケートを取っていた。業界のアンケートを取ったときに、今まで我々がやっていることで業界にとって都合の悪いものはなかなか出しにくいわけです。そういう意味で、先ほど何度も指摘をされた製造業を中心にして議論されていますけれども、そういうことについての実績はどうだったのか。

例えば研究開発税制は、確か法人税率を下げるときにある程度下げたわけですが。それは課税ベースを広げて、法人税全体を下げようという税制改正の王道を行っているわけです。それを今度は元に戻してくださいという指摘を受けている。法人税を下げるときに、みんな大変な努力をしながらやってきたわけだから、本当に過去2年なら2年、あるいは過去の研究開発税制の実績でどういう状態なのかということは、租税特別措置透明化法で間もなく結果が出ます。そこから議論しても遅くはないのではないかと思っているわけです。

交際費のところなのですけれども、確か自民党政権の末期に中小企業は400万円から600万円に引き上げたことがあります。そのことによって、実績は財務省がもうつかんでらっしゃると思うので聞いてほしいのですが、それを増やしても、私なども北海道でめったに行かないけれども、すすきのなども閑古鳥が鳴いています。昔、華やかだったところが落ち込んでいる。落ち込んで、もっと活性化するために400万円から600万円に上げよう。1億円以下の中小企業ですから、相当伸びたのかなと思ったから、地域の活性化、特に飲食店街の昔の華やかさというものは落ちている。私は、基本的にはそういう消費が増えていくというのは、人口が減っている以上なかなか難しいけれども、そのなかでも賃金水準を含めた所得が上がっていくようになっていかないと、なかなか難しいのではないかと思います。

ですから、企業が内部に留保していると、それをもっと使ったらいいではないか。私もお金回したほうが、デフレ対策にもなるだろうという点ではそうなのですが、こと消費を増やしていくために交際費を増やしていったら増えるのではないかというのは、中小企業で既に実際はかなりやられていて、600万円の限度があるけれども、100万円前後しか使われていないとも聞いておるので、その点は、中小企業がみんな裕福であるかどうか分からないですが、そういう過去の実績に基づいて、本当にこういう形で優遇税制を組むことがいいのだろうかということは、検討しなくてはいけないし、もっと広げればもっと良くなると思うのか、飲食料品というところだけが消費が上がっていくということについて、そういう形で展開するというのは、民主党政権として筋があまり良くないのではないかと思っているものですから、その点を申し上げます。

もう一つ、例の地域の問題で、自治体の固定資産税の中の償却資産とか、ある意味では自治体の中の基幹税中の基幹税です。確か都市計画税を合わせると10兆円、50%という市町村の財源の中に含まれている中的一部分なので、これを自治体側が失うということになると、なかなか大きな問題になるのではないかと思います。自治体の財源というのは、先ほど来この機会にもう少し減税したらどうだという意見は、私も分からないわけではないのですけれども、そこは自治体の課税自主権あるいは自治体が財源を持つことを、我々は将来的にしっかりと支えていかなくてはいけないのではないかと。そうしたときに、基幹税に手をつけるということのは慎重にやるべきだろうと思いますので、この点は是非、これからも議論をしながら整理していったらいいのではないかと思います。

○大久保財務副大臣

櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

私と峰崎先生が議論するというのは、多分、今の経済産業省の報告の中で言うとおかしな話なのだろうと思いますが、あえて反論させていただきたいと思います。

まず1つは、法人税の減税を行ってきた結果、何が起きているかということになっているわけですね。そうすると、単純な法人税減税がいいのか、使ったことに対してそれを優遇するのか、ここの考え方が私はあると思っておりまして、研究開発を行っていくということをお金を使っているわけですから、そこに対して支援をするということと現実的にどちらかいいのか。ですから、私は研究開発投資を行ったところに対して優遇していくべきではないか。

もう一つは、繰り返しになりますが、峰崎先生、これは産業政策として何をこれから伸ばしていくのかということだと思えます。つまり今、自動車のお話がありました。もちろん、今は自動車に頼っていかなければいけない部分があることは重々承知していますが、金曜日にも申し上げたことですが、これからの社会で付加価値の高いもので勝負をしないとどうしようもないのだと思っています。その中で、繰り返しになりますが、自動車や家電には中国や韓国や様々な国が参入してきて、相当厳しい競争を強いられてきているということです。

一方で、製薬というのは、アメリカやドイツ、フランス、スイス、スウェーデンぐらいでしょうか、日本も含めて5、6か国しかない。極めて日本にとってみれば、競争上有利な産業なわけですね。今回のこともあって、iPS細胞の中で山中教授もおっしゃっているのは、iPS細胞が一番威力を発揮するのは創薬の部分ですと言っておられるわけだから、そうすると、これが日本発で開発されたものであったとすれば、そこに対して、日本政府として全力で支援していくというのは、当然のことだと思っています。

先ほどから車や電機のことのお話がありましたが、車は今までエコカー減税、エコカー補助、そして今、重量税のお話がされています。家電はエコポイントの話がされ

ていますけれども、製薬産業はどうなっているかという点、診療報酬 5,000 億円の減額です。なおかつジェネリックを 30%使えと、先発薬メーカーにとってはこれでもかという仕打ちをされているわけです。であったとすれば、せめて税制ぐらい一生懸命開発するのだから、そのぐらい認めてやるということは、納税額から見ても当然のことではないかと思っています。

接待交際費のことに言えれば、それはおっしゃるとおりでして、今、相当二極化していて、使えるところと使えないところがありますから、平均すると 100 万円程度になっていて、600 万円まで引上げて使えるところがほとんどなかったというのは、おっしゃるとおりだと思っています。ただし、今回、我々がお願いしているのは、大企業は損金算入できないので、大企業を中心にお願いしたいということであって、中小企業と全く別です。逆にいうと、中小企業でも今、平均 100 万円程度それで使っているということになれば、大企業であれば、更に多くの接待交際費を使うということは、中小企業の利益率で 100 万円程度ですから、大企業であればより多く使うこと自体は、一般的に考えれば当然のことだと思っているので、恒久的にやっていただきたいということではなくて、社会実験していただきたいと申し上げているだけです。

○大久保財務副大臣

すみません、事務的な了解だけいただきたいと思います。予定の時間が 3 時 50 分の予定です。この後は、国土交通省と復興庁の質問があります。ですから、まず時間を延長してもよろしいかという点と、できましたら議事進行に協力をいただきたいということで、どうしても新しい観点での意見がありましたら、挙手をお願いします。今後もまだ機会がありますので、そういった場でもあります。

では、どうしてもということで、中島政務官。

○中島環境大臣政務官

すみません。環境面から見て一言、御意見だけ申し述べさせていただきます。

先ほどの自動車課税の件なのですけれども、近藤副大臣のおっしゃっている複雑で分かりにくいというのは、私はその通りだと思っております。

ただ、全国的な問題である公害、健康被害者の補償については、都道府県税である自動車税からどのように財源を割り振ったらよいとお考えかということと、また、エコカー減税、先ほど前川副大臣からもありましたけれども、自動車重量税、自動車取得税によって、エコカーが爆発的に広まったということもあります。税制を通じて環境により良い社会を作っていくという観点から、今後の御議論をいただきたいと思っております。

○大久保財務副大臣

では、峰崎先生、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

先ほどの法人税を引き下げたと。それで内部留保が増えたと。それは増えたかもし

れない。しかし、実際に企業が設備投資を控え始めて、内部留保をどんどん始めたのは法人税を下げたからではないのです。その前からなのです。ということは、企業側にとってみると次に何に投資していいか分からないという、まさに飽和化した需要分野があって、それで法人税を下げたのが、次に大企業の交際費に使ってよろしいですよとなったら、最初に法人税を下げてくれと言ったときに経済産業省は、このことによって企業は活性化し、雇用を増やすということを、我々の前でみんな約束したのではないですか。

それが、いつの間にやら、遊興費といったらおかしいけれども、交際費に化けましたと言ったら、これは説明のしようがないですよ。内需を増やすのだったら、別の要因でまた議論したほうがいい。

○櫻井厚生労働副大臣

別にそのお金を全部そちらに回してくれということを行っているわけではなくて。

○峰崎内閣官房参与

さっきの話はそうではないですか。

○櫻井厚生労働副大臣

私は前半と後半を分けていますから、では私の説明が悪かったのかもしれませんが。私が申し上げているのは、ただ単純に法人税を減税しただけであったとすれば、我々が要求しているのは使ったものに対して何らかの措置ができないのかということをお願いしているのです。使ったからこそ、そこに対しての、使ったというのは、研究開発なら研究開発を行ったことに対して、優遇税制をかけるべきではないのかということをお願いしています。

それから、もう一つは、峰崎先生のおっしゃるとおりです。この国の方向性としたら、どこをこれから産業化して、どこを中心に光を当ててやっていくのかと。これは繰り返しになりますが、医療の分野というのは今回の中でライフといってちゃんとやっているわけです。その前の研究開発投資減税のところで申し上げれば、一番使ったのは製薬メーカーです。製薬メーカーは実際、この間、法人税の引き換えと、法人税を下げる代わりにこれを20%に戻されたことによって、実質増税になっていますから、どうしてこれだけ国を支えてくる産業に対して、診療報酬のところから始まって、全部不利になるようにしていくのか。今後ここのところを伸ばしていくのであれば、そこに対してきちんとした手当をすべきではないのかということをお願いしています。

○峰崎内閣官房参与

製薬業界だとか特定業界には言わないけれども、研究開発費が非常に高い分野の業界がありますね。それが製薬業界。これに対して、去年だったか、一昨年だったか、それは法人税を引き下げた後に、個々の分野に研究開発費に対する特典を与えているのではないですか。それは一体どういう効果があったのかということ、また租税特別措置透明化法が出ますので、そういったことについてしっかりデータに裏付けられて

議論したほうがいいのではないですかということを行っているわけです。

○大久保財務副大臣

まだ発言されてない方を優先的にしたいと思います。

石津政務官、お願いします。

○石津総務大臣政務官

大分時間も押し迫っておりますので、端的に申し上げます。

まず、自動車取得税と重量税の2税についてでありますけれども、産業構造の変化というのは重々理解できるのですけれども、いわゆるこれについては御案内のとおり、実は9,000億円を超える税収でございます。そのうち5,000億円が地方財源になっております。

ですから、今の地方財政の制度の中で、いきなりこれをということになりますと、とても地方自治体の理解を得られるものではないのではないかと申し上げたいと思います。あくまでも現行の制度の枠の中で申し上げておきます。

2点目は、償却資産に対する固定資産税の見直しという部分でありますけれども、これは機械及び装置の更新が進むことによりまして、金目で6,000億円の税収がありますから、これをなくすということになりますと、本当に市町村の基幹税であるところの固定資産税部分にわたる減収ということで、地方にとっては非常に痛い、大きな問題だろうと考えております。

よりまして何回も申し上げるのですが、今の地方財政の枠組みの中だけで議論するとすれば、これについては今、地方から理解を得られる状況ではないだろうということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

網屋大臣政務官、お願いします。

○網屋財務大臣政務官

3点、まず自動車については、これは消費税の議論の時も、車と家と医療は考えていこうという議論があったのは、それはそれとして議論を続けなければいけないのですが、さっき中島政務官がおっしゃった税制抜本改革法の7条、その中にもいろいろグリーン化の観点とか、地方財政とか、今お話がありましたね。これを勘案しながら、どういう財源を充てるのかということと一緒に考えながら、昨日の地方財政審議会でも反対の案が出ていますから、その辺も含めて今後も議論を進めていかなければいけないと思います。

もう一つ、これは文句を行っているわけではないですけれども、資料のいろいろな経済効果があるのですが、私たちが内部でやっているものと比べると数字がものすごくいいので、弾性値とか、乗数効果のつくり方とか、それをまた細かく教えていただいて、先ほどどなたかがおっしゃったように、今年無いから全部やめてしまうという

のは、これはまた違う話で、何が投資で、何がリターンとして出てくるかという議論をちゃんとやった上でこういう話を進めていかなければいけない。これをあまり甘くしてしまうと、またこれも問題だと思っていますので、そこを今後議論していきたいと思えます。

研究開発税制につきましては、峰崎先生おっしゃるように、バーターの部分をやったことはその通りでございます。ただ、日本再生戦略の重点化というは中で、これをどういうふうに、グリーン、ライフといろいろありますけれども、これを踏まえた上の議論をもう一度やるべきではないかと思っております。

事業継承税制について、これはおっしゃるとおり、特に雇用の条件などはものすごく使い勝手が悪いというのはよく存じ上げていますので、ただこれについては相続税、贈与税、そういったものとの絡みもありますので、その絡みの中でどういう形がいいのか。せっかく作るのだったら、みんなに使ってもらえるものを作るべきだと思いますので、そういう議論をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

もしよろしかったら、近藤副大臣から最後のコメントということで、よろしくお願ひします。

○近藤経済産業副大臣

いろいろ意見をいただきました。また議論を深めてまいりたいと思えますが、峰崎先生から、過去の実績について、これはしっかり確認をしながら、また数値の話も網屋政務官からございましたから、これはきっちり議論を積み重ねていきたいと思えます。

総務省から、固定資産税、機械・装置を減らすと 6,000 億円ぐらいの減収云々という話でしたが、そもそも立地件数が少なくなっていて、そして企業がどんどんいなくなっているわけでありまして。先生方の御地元の中でも、様々な工場が撤収するという、身近な話として聞かれていますと思えます。

稼ぎ手である工場と雇用がなくなったら、税収もへったくれもないわけでありましてから、その現実をしっかり踏まえるべきだろうということでありまして、むしろ我々の試算では、本税制改正により設備投資が 6,000 億円近く誘発されるという試算もございまして、ツーペイというかプラスの効果だと。黙っていれば工場や雇用がなくなるということだと思えます。

車体課税等についても総務省から御発言がございましたが、これは地方財政が大事だということは否定いたしません、しかし、地方のユーザーというか住民という立場に立てば、地方ほど車が多いわけございまして、地方財政審議会の議論もございましたが、私もこれを読ませていただきましたけれども、あまり多くは言いませんが、ゆめゆめ行司が相撲取りにならないようにということだけ、冒頭の櫻井先生の御指摘

もありましたけれども、地方財政審議会の議論は、地方財政審議会という審議会、これは総務省のお役所の審議会のペーパーで、こちらに何やら地球温暖化対策税の一定割合を地方へ譲与などということも書かれているようでございますが、この辺などはある意味では行司が相撲取りになりかねない危惧を個人的に感じております。

是非その辺も企画委員である役所におかれては、今後の議論の中で慎重に行動されたいと思いますし、そうでない場合は、我々は我々の考えがあるということを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

伴野副大臣、お待たせしました。それでは、国土交通省からヒアリングを行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○伴野国土交通副大臣

お待ちしました。国土交通省からの要望をさせていただきます。時間もありませんので、端的に説明させていただきたいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。本日、御説明させていただく項目の目次でございますけれども、今年度の要望におきましては、生活に非常に重要な、密着する、住宅、自動車、印紙という消費税率の引上げに伴う要望が大物でございます。これらを含む3つの柱立てとしております。

1つは、暮らしの安全・安心。2つ目としては、成長戦略。3つ目としては、持続可能で活力ある国土・地域づくりでございます。

2ページ、1つ目の柱でございます。暮らしの安全・安心の確保ということで、先ほど来から申し上げております住宅関係の要望といたしまして、消費税率の引上げを踏まえた総合的な対策のほか、耐震改修などのリフォームや中古住宅に関する税制の拡充・延長。サービス付き高齢住宅供給促進税制の延長などを要望させていただいております。

続いて、3.11以降、非常に要望が高まっている防災・減災の観点から、帰宅困難者対策として備蓄倉庫を有する建築物に対する特例措置の創設。首都直下地震や南海トラフ地震に備えた鉄道の耐震対策に係る特例措置の創設。災害に強い物流効率化施設に係る特例措置の拡充・延長。雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長を要望しております。

また、公共交通の安全・安心のため、鉄道の安全性向上設備や低床型路面電車に係る特例措置の延長、先進安全自動車に係る特例措置のバスへの拡充を要望させていただいております。

3ページ、2つ目の柱でございます。成長戦略推進というところでございますが、国際競争力の強化・経済安全保障のため、今年の税制改正大綱に盛り込まれましたト

ン数標準税制の拡充の具体化や、都市再生関係の特例措置の延長、都市鉄道利便増進事業に係る特例措置の延長、国際コンテナ戦略港湾等に係る特例措置の延長、国際バルク戦略港湾に係る特例措置の創設、国際空港における到着免税制度の創設を要望させていただきます。

不動産の流通及び建設投資の促進のため、工事請負契約書等に係る印紙税の負担軽減、土地の所有権移転登記に係る特例措置の延長、Jリートや不動産特定共同事業などによる不動産証券化の促進に係る税制を要望させていただきます。

4 ページは、持続可能で活力ある国土・地域づくりに関する要望でございます。先ほど来、経済産業省の近藤副大臣も熱心に要望されておりましたが、私どもとしましても、自動車の車体課税の廃止、抜本的な見直し、低炭素まちづくり法に基づく認定集約都市開発事業に係る特例措置の創設、旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長、船舶の特別償却制度の延長、また、いわゆる条件不利地域である半島、離島及び奄美群島における特別償却制度の延長を要望しております。

なお、下段に消費税の税率引上げに伴う検討課題を記載しております。バス、鉄道等の業界団体よりも軽減税率について検討する場合は、公共交通への適用についても是非検討をお願いしたいという要望が来ていることを申し添えさせていただきたいと思っております。

以上、要望項目が多岐にわたっておりまして、いずれも重要であります、時間も限られておりますので、その中でもいくつかポイントを絞って詳しく説明させていただきたいと思っております。

5 ページ、住宅は生活の基盤であり必需品でございます。消費税引上げに伴う住宅取得対策については、平成9年の消費税引上げ時に駆け込み需要と、その反動で大幅な住宅着工の落ち込みが発生したことを踏まえ、需要の平準化と市場の混乱防止のため、本年末までに具体的な負担軽減策を消費者に明示する必要があるとございます。

また、中堅所得者以下の負担軽減は、減税では十分対応できません。そこで、今回の消費税の引上げに伴う税制措置の1つ目として、例えば住宅ローン減税は過去最大級としていただき、2つ目として、取引時に課税される登録免許税、印紙税、不動産取得税について非課税化をお願いしたいと考えております。

また、住宅取得に係る負担をこれ以上増やさないため、十分な給付措置も講じるとともに、住民税からの控除額についても拡大をお願いしたいと存じます。

6 ページ、先ほども議論になっておりましたが、車体課税につきましては、平成24年度税制改正大綱、3党合意等の方針に沿って、国土交通省といたしましても廃止、抜本的な見直しを切望しております。自動車ユーザーは、自動車重量税、自動車取得税、自動車税に加えまして、購入時には消費税が課されておりまして、消費税引上げによりまして新車販売台数の大幅な減少や自動車の長期保有化が進展し、新車への代替が進まなくなるおそれがございます。これは逆に環境に負荷を与えることになっ

てしまいますので、国土交通省といたしましては、グリーン化や安全の確保の観点から新車への代替の促進が必要と考えております。

自動車に関する税負担の大幅な軽減により、環境性能や安全性の高い新車への代替を促すとともに、自動車メーカーの技術革新を加速させたいと考えております。

7ページ、これは印紙税の話でございますが、建設工事や不動産譲渡に係る契約書は、他の文書と比べ、高率、高額な印紙税が課せられております。また、契約書の作成ごとに課税されるため、建設業の場合、発注者と元請け、元請けと下請けなど、工事の各段階で課税され、更に不動産の流通段階でも課税されるという相対的に見て極めて重い負担となっております。

また、消費税率引上げに伴いまして、負担増は建設業界、不動産業界関連で、約1.8兆円と見込まれておりまして、厳しい受注環境の中でさらなるコスト削減圧力がかかるおそれがあり、業界の実態に照らすと極めて影響が大きいものと考えております。

そこで、平成9年の消費税率引上げの際に創設された現在の軽減措置については、1年間延長するとともに、消費税法改正法では負担の軽減を検討するとされていることを踏まえまして、平成26年度以降については手厚い軽減措置をお願いいたします。

その際、1つの事業について多くの契約が複数年にわたってなされる業界の実態に御配慮いただきまして、本年末までには政府としての方針をお示しいただきますよう重ねてお願いしたいと思っております。

8ページ、これは鉄道の耐震化対策に伴うものでございます。駅や高架橋など、大きな被害が発生した阪神・淡路大震災、耐震補強を全国の主要ターミナル等において、それ以降優先的に進め、順調に進んでまいりました。しかしながら、昨年の東日本大震災を踏まえまして、切迫性や被害の影響度が指摘されております首都直下地震・南海トラフ地震に備えたさらなる耐震化対策を強化しているところでございまして、その必要が生じております。

耐震対策は、事業者にとって直接増収につながらない投資でございます。そのため、より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点に加えまして、一時避難場所あるいは緊急輸送道路の確保等の公共的な機能も考慮して、予算措置による補助制度と併せて耐震対策による取得した鉄道施設に対する固定資産税の特例措置による支援をお願いするものでございます。

9ページ、これは都市再生税制について、我が国の国際競争力強化や経済成長の牽引に大きく寄与しており、延長をお願いするものでございます。これまで認定された事業の経済効果は460億円の減税に対しまして、建設投資が2.1兆円、経済波及効果が5.5兆円と極めて大きくなっております。日本再生戦略におきましても、2020年までに最大8兆円～11兆円の民間建設投資を新たな目標として位置付けられておりまして、これを国土交通省としましても強力に推進していきたいと思っておりますので、現行の支援措置の継続を是非お願いするものでございます。

10 ページ、穀物、鉄鉱石、石炭など、バルク貨物について、安定的かつ安価な輸入を確保することが、我が国にとって大きな課題でございます。そのために、拠点となる港湾の埠頭で荷さばき施設の整備を促進するための固定資産税の特例措置の創設をお願いするものでございます。

これにより、例えば石炭を豪州から輸送する場合、従来より約3割の輸送コスト削減を図ることが可能となりまして、その効果はネットワークを通じて拠点となる港湾以外の地域にも広く及ぶこととなっております。また、国際戦略港湾等における港湾運営会社税制についても、港湾運営の民営化や荷さばき施設の整備を通じまして、我が国港湾の国際競争力の強化を図るものであり、引き続き延長をお願いしたいと思っております。

11 ページは、土地の所有権移転登記等に係る税制についてでございますが、これは土地取引の活性化や土地の有効活用の観点から、平成15年度に引き下げられたものでございますが、平成23年度より段階的に引き上げてまいりました。一方、不動産市場の状況はいまだ低調でございまして、地価も全国的に見れば下げ止まらない状況でございます。この特例の効果として、土地取引を増加させることはもちろんでございますが、建設投資の増加を通じた経済の活性化やデフレ脱却の観点からも非常に重要な案件で、必要不可欠な制度だと考えております。現在の軽減税率を2年間延長していただきたいと考えております。

12 ページ、これは海運関連の税制でございますが、船舶の特別償却制度は、高額な船舶の建造のための自己資金確保を可能としておりまして、代替建造の促進によりCO2排出抑制、我が国の造船業、船用工業への生産波及効果に貢献するものと考えておりまして、2年間の延長をお願いしております。また、トン数標準税制は経済安全保障のため安定輸送体制の早期確立等の効果があるものとして、平成24年度税制大綱に基づき、その拡充の具体化を要望しているところでございます。海運産業は船舶を所有するオーナーと、その船舶を借りて運航するオペレーターによって成り立っておりますのは御存じのとおりでございまして、これらを支援する2つの制度は海運業界における車の両輪として必要不可欠な制度でございますので、よろしく願いしたいと思います。

多岐にわたり申し上げさせていただきましたが、是非ともすべからく国民生活や経済成長に大きく寄与し影響を与えるものばかりでございます。是非とも真に必要な税制を重点化して取りまとめましたので、お聞き及びいただきますよう、そしてまたお手やわらかによりしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

討議に入りたいと思っております。御質問、御意見がございましたら、挙手をお願いしま

す。

藤末副大臣、お願いします。

○藤末総務副大臣

簡潔に1点だけ申し上げたいと思います。住宅関係の消費税率の関係でございますが、これは経済に与えるインパクトは非常に大きなものでございますので、是非深い議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○大久保財務副大臣

他にございませんか。

石津政務官、お願いします。

○石津総務大臣政務官

度々地方財政の場面から大変恐縮でございますが、コメントを申し上げさせていただきます。

まず、個人住民税でございますが、これは平たく言いますと、地域社会の会費という性格がございまして、よりまして、政策的な税額控除ということについては原則認められていないと認識をいたしております。そして、個人住民税の住宅ローン控除等々については今、藤末副大臣から話がありましたけれども、これについてはしっかりと議論をしていきたいと思ひます。

ただ、これについて今、地方からどんな要望があるかと、御参考までに申し上げますと、これについてはかつての三位一体改革等々にわたる措置でございまして、地方からはこれはもうやめてもらいたいというような御要望があるということは申し上げておきたいと思ひます。

それから、車体課税の簡素化、負担の軽減、グリーン化等々についてでございますが、先ほど近藤先生にもお答えを申し上げたわけでございますが、これについてトータル9,000億円、その約半分以上の5,000億円が地方の財源になっている。

御承知のとおり、地方は今、合併合併、そしてスリム化ということで非常に財政も緊迫した中で頑張っております。その中でほかに、これはまたいろいろ御議論あるかと思うのですが、代替の財源が求められないという現状においては、なかなか地方団体の御理解を得られないのかな。基本的には御承知のとおり、法律で国と地方団体の協議の場ということが現行行われておりますので、しっかりとこういう基幹税については地方と議論をした上でないとなかなか踏み込めないのかなという気がいたします。

よりまして、非常に突っぱねることばかりで、大変私としてはつらい立場であります。あくまでも現行の財政の枠組みからするとこういう状況でございますということを、まず御理解いただきたいと思います。

ほかにもいろいろ御指摘ございました。これにつきましては、事務的にしっかりと十分な整理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

たいと思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

網屋大臣政務官、お願いします。

○網屋財務大臣政務官

たくさんありましたので、論点はまたいろいろ整理して議論をさせていただきたいと思います。

いろいろあるので、2つだけ。

1つは、例の住宅の問題。これは消費税に絡んで非常に大きな問題なのでどうするか。特に住宅ローン減税のあり方等々、これは改革法の7条にも入っていますので、どういう形が一番いいのかというのは少しいろいろ議論をこれからさせてください。これは避けて通れないところだと思っております。

あと、るるありますけれども、いわゆる登録免許税なのですけれども、これが大体600億円ぐらい実は減収があるのだけれども、やはり土地の有効活用ですとか、流動性ですとか、どれぐらいこれが貢献してきたか。数値的に言うとどうなのかなというところもありまして、逆に言えば、ほかにこのお金でもうちょっといい方法があったらそういうのはあるのではないかという議論も踏まえて、延長の是非も含めて、ここでどういうふうに、むしろ土地の流動化だとか有効活用をやってほしいわけですから、それが別の意味で税収につながるわけですから、これは本当に有効だったのかという議論をもう一度やってみたいなと思っております。

ちなみに、この資料で1つだけ、消費税というのは住宅取得策のところ、住民税の控除拡大とありましたけれども、年収400万円で3,000万円借り入れるというのは、結構厳しい前提なので、普通、銀行は貸さないと思うので、もっと現実的なものを作られたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

それでは、最後に伴野副大臣、お願いします。

○伴野国土交通副大臣

御指摘ありがとうございます。

まず、自動車の車体課税は、先ほど経済産業省の近藤副大臣がおっしゃっていましたので多くは語りません。地方税のお話が出ていることは十分承知をしております。

まず、住宅でございますけれども、先ほど網屋政務官から試算の前提が悪いのではないかという御指摘もございましたが、いずれにしても中堅所得者以下の御負担をどうやったら軽減できるかというのが我々の趣旨でございますので、ここは一緒に知恵を出させていただければと思っております。

それから、土地取得の登録免許税でございますが、これも一回数字できちっと御議

論させていただきたいかと思っておりますが、国土交通省としましては、波及効果は十分期待できまして、建設投資も拡大するものと考えております。逆に本特例がなくなりますと我が省の試算では約 5,000 億円のマイナスが生じるのではないかという試算値も持っておりますので、是非数字で一度前提条件も詰めながら御議論させていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○網屋財務大臣政務官

よろしく申し上げます。

○大久保財務副大臣

櫻井副大臣、申し上げます。

○櫻井厚生労働副大臣

先ほども申し上げましたが、印紙税というのはこうやってかなり理不尽なのです。ですから是非、印紙税の抜本的な見直しをお願いしたいと思っております。

○大久保財務副大臣

最後に、復興庁からヒアリングを行いたいと思っております。

黄川田副大臣、申し上げます。

○黄川田復興副大臣

それでは、本日の締めめの復興庁であります。皆さんも次の日程がおありでしょうから、よろしくお願いたします。

復興庁としては、被災地方公共団体からの御意見も踏まえつつ、平成 25 年度税制改正要望において既存の措置に加えて必要な、東日本大震災からの復旧・復興に係る税制上の特例を要望いたしたいと思っております。

最初に福島復興・再生に係る税制について、改正要望が 2 点ございます。いずれも復興庁と経済産業省の共同の要望でございます。

1 つ目は「避難解除区域に係る特例措置の避難指示解除準備区域等への拡大」であります。資料は 1 ページを御覧いただきたいと思っております。

本年 4 月以降、順次避難指示区域の見直しが行われ、新たな区域が導入されております。例えば「避難指示解除準備区域」は年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることが確実で、製造業等の事業再開が柔軟に認められます。現在約 58 の事業所が事業を再開しております。これを踏まえまして、避難解除区域に係る特例措置を「避難指示解除準備区域」等にも適用することを要望いたしたいと思っております。

2 つ目は「避難解除区域等に係る特例措置の新規事業者への適用」であります。資料は 2 ページでございます。

現行の特例措置は、主に東日本大震災発生時に避難解除区域に事業所を有していた事業者の事業再開促進に主眼を置いておりますが、失われた雇用の回復のためには何といたっても新規事業者の誘致も必要であります。そのため、特例措置を新規事業者に

適用することを要望いたしております。

次に、復興特区制度に関する要望についてであります。

まず、特別控除の適用による被災者のための住宅団地用地の確保の推進のための特例についてであります。これは復興庁と国土交通省の共同要望でございます。資料は3ページ目であります。

緊急性あるいは公共性が高い東日本大震災の被災地における住宅整備は、円滑かつ迅速に進める必要がございます。しかしながら、多くの土地を短期間に集中して取得しなければならず、住宅適地が少ない中で代替地の確保が難しいことから、地権者は用地の提供は、収用に近い認識を持っております。一方で、用地によって特別控除の適用に差が生じる事例が存在するため、地権者間に不公平感があり、様々な課題がございます。

そこで、復興整備計画に位置付けられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が地方公共団体に買い取られた場合において、一律に譲渡所得について5,000万円の特別控除が適用されるようにすることにより、移転先用地の買収の円滑な推進を図るものであります。

なお、この要望は宮城県からの復興特区法に基づく新たな措置に関する提案を受け行うものでございます。

この他、復興特区法第42条に基づき「地域の課題の解決のための事業」を行う株式会社に対する出資に所得控除が適用される制度がございますが、この制度の対象となる地域の課題の解決のための事業に「再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業」及び「虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業」、この2つの事業の追加を要望いたしたいと思っております。資料は4ページと5ページでございます。

それから「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用を求める要望について、御説明いたしたいと思っております。資料は6ページでございます。

両機構は東日本大震災の被災事業者が事業者再生を図るに当たり、企業債務が負担となって新規資金調達が困難となる、いわゆる二重債務問題の処理のため、金融機関等から被災事業者向けの債権を買い取って債権放棄等を行い、被災事業者の事業者再生を図ることを目的としております。

しかしながら、債権放棄を行った場合には、債務者に債務免除益が発生いたしまして、課税対象となるため、これから事業者再生を図ろうとする被災事業者にとって大きな負担となります。

本要望は、東日本大震災事業者再生支援機構または産業復興機構が支援する被災事業者の事業者再生においては当該機構が単独で債権放棄を行う場合も含め、資産の評価

損の損金算入やこれも期限の経過により、本来損金として算入できなくなった欠損金である期限切れ欠損金の青色欠損金に優先した利用によって債務免除益と相殺し、被災事業者の課税負担削減を求めるものでございます。

また、東日本大震災事業者再生支援機構については、債権の買い取りに伴う不動産担保の移転登記に当たって、登録免許税が免除されているところ、当該免除のための手続の簡素化についても要望いたしたいと思っております。資料は7ページでございます。

最後であります。資料は用意してございませんが、消費税率引上げに関連する要望について御説明いたします。

被災者の住宅取得については現在、被災者生活再建支援金の支給など、様々な支援措置を講じておりますが、社会保障と税の一体改革との関係では法案の提出時に、「消費税の税率引上げに当たっても住宅を失った被災者の方々が恒久的な住まいを確保する際には、地域全体のまちづくりを進める中で支援を行うなど、被災者の方々の負担緩和への配慮を行う」などの方針を閣議決定したと思っております。この方針に沿って被災者の方々の生活の再建に支障が生じることがないように、負担軽減策を要望いたします。これは復興庁と国土交通省の共同の要望でございます。

最後の最後であります。これまた資料を用意しておりませんが、津波被災地域における固定資産税等について発言いたしたいと思っております。

現在、津波により甚大な被害を受けた区域として、市町村長が指定した区域内の土地家屋について固定資産税等の課税免除が可能となっております。当該特例措置は平成24年度までの措置となっておりますので、津波被災地域における平成25年度以降の固定資産税等の課税のあり方について、政府税制調査会において大いに議論をしていただきたいと思いますと思っております。

蛇足でありますけれども、私も浸水区域に土地を持っておりまして、23年度、24年度と非課税措置となっております。浸水区域外は課税対象となっております、税金を納めております。

以上であります。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、復興庁の要望について御質問、御意見がございましたら挙手をお願いします。

それでは、網屋大臣政務官、お願いします。

○網屋財務大臣政務官

財務当局から1つだけ。

復興については政府を挙げてサポートしたいということでございますので、税制だけではなくて制度の見直しですとか予算措置とか、全部内部でも全体的にどういうことができるかという議論をまた一緒にやらせていただければと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○黄川田復興副大臣

我が復興庁も、他省庁との連携とか様々大きな枠組みでの課題もございますので、今後ともよろしく申し上げます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございます。

これで、前回と合わせて各府省の要望事項は全て聴取を行いました。

次回の予定に関しましては、今週の木曜日、25日に地方団体との意見交換、経団連、税理士会等の関係団体からのヒアリングを行う予定であります。

これで終了したいと思います。本日は長時間ありがとうございました。

記者の皆さんに申し上げますが、記者会見を行います。この場所で5～10分後に行います。よろしく申し上げます。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。